
平成27年法改正における 災害廃棄物処理に関する施行状況

令和7年2月27日

環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室

調査① 参考資料

平時の備えを強化するための関連規定の整備

廃掃法第2条の3、第4条の2、
第5条の2、第5条の5関係

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

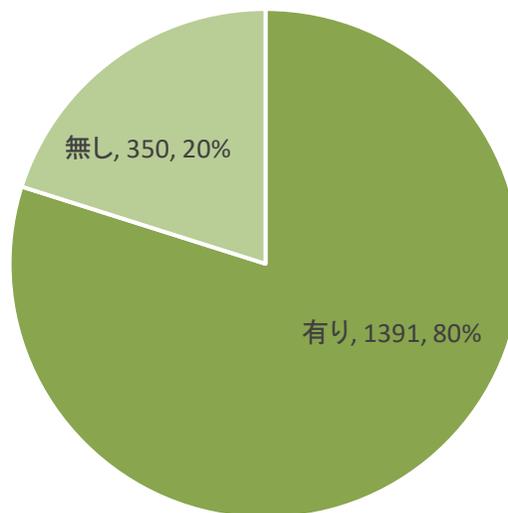
質問回答

■ 災害廃棄物処理計画の策定の有無

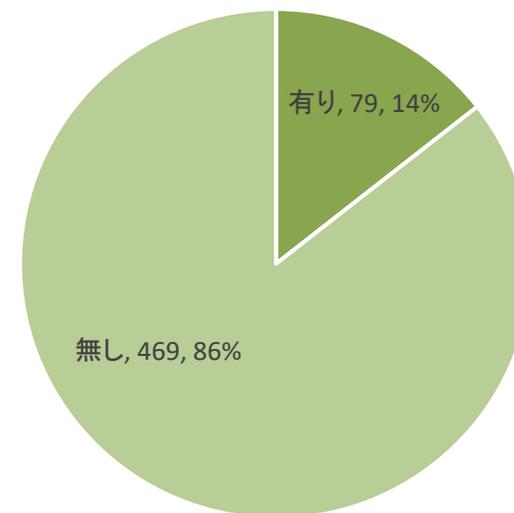
都道府県



市区町村



一部事務組合等



■ 市区町村策定率目標

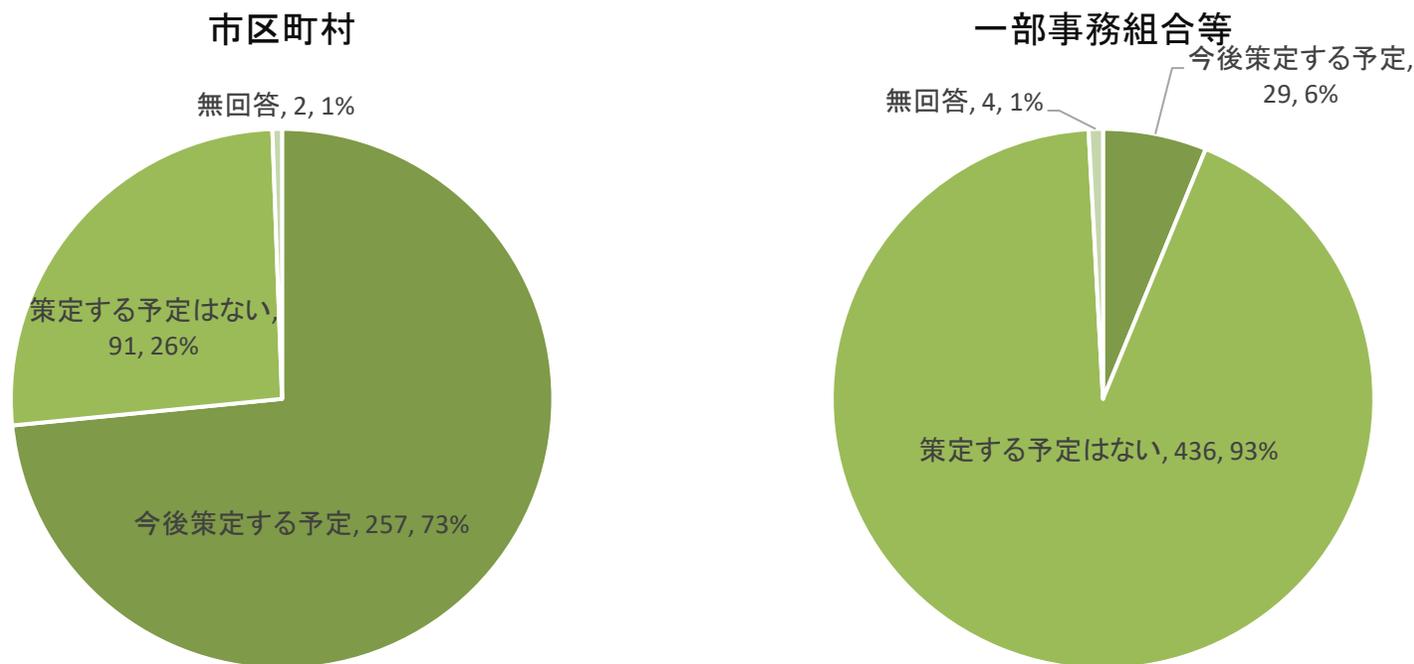
国土強靱化年次計画：85%（令和7年度目標）

第5次循環型社会形成推進基本計画：**100%**（令和12年度目標）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

質問回答

- 災害廃棄物処理計画の策定「無し」の場合、災害廃棄物処理計画の今後の策定予定について

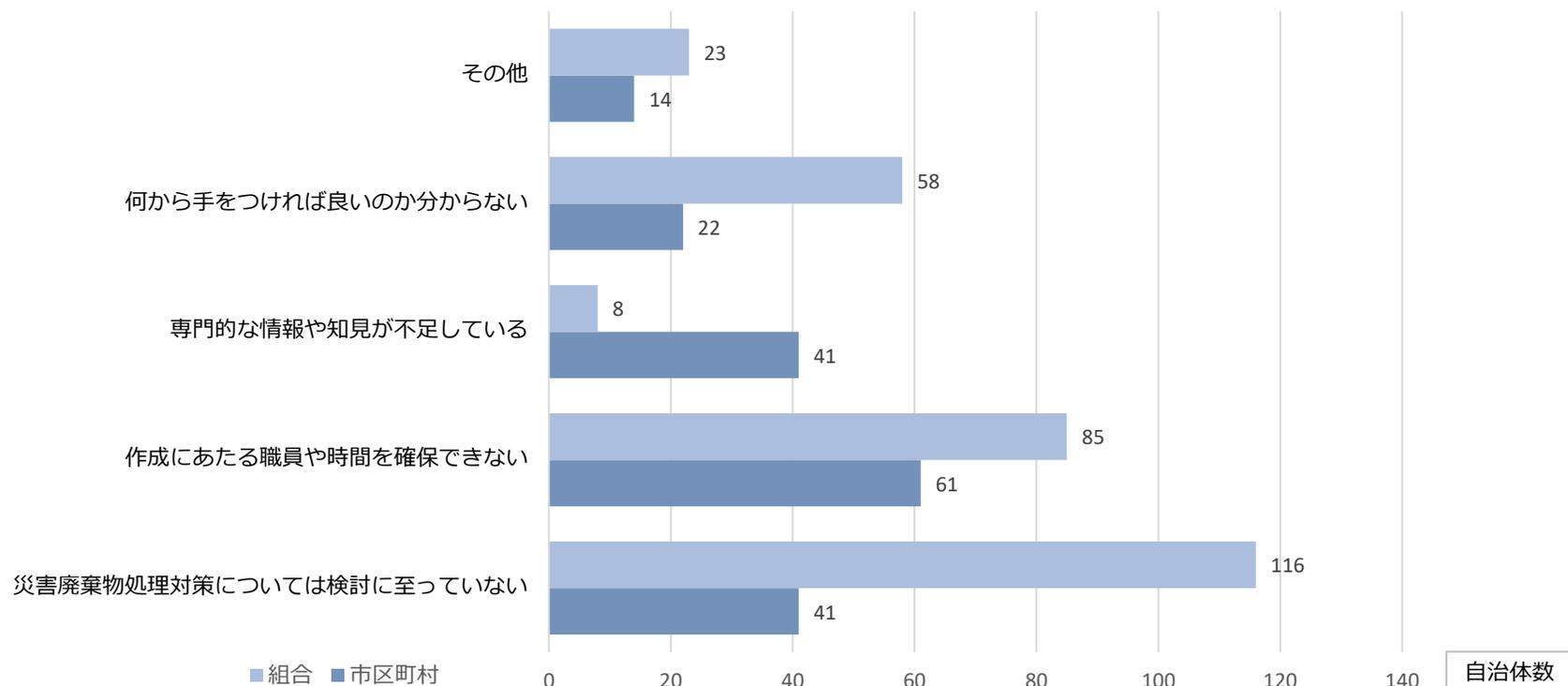


- 今後策定する予定の自治体は、今後3力年中に市区町村は約8割、組合は約7割が策定予定であった。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

質問回答

■ 災害廃棄物処理計画の策定無で、今後も「策定する予定はない」の場合、その理由（複数選択可）

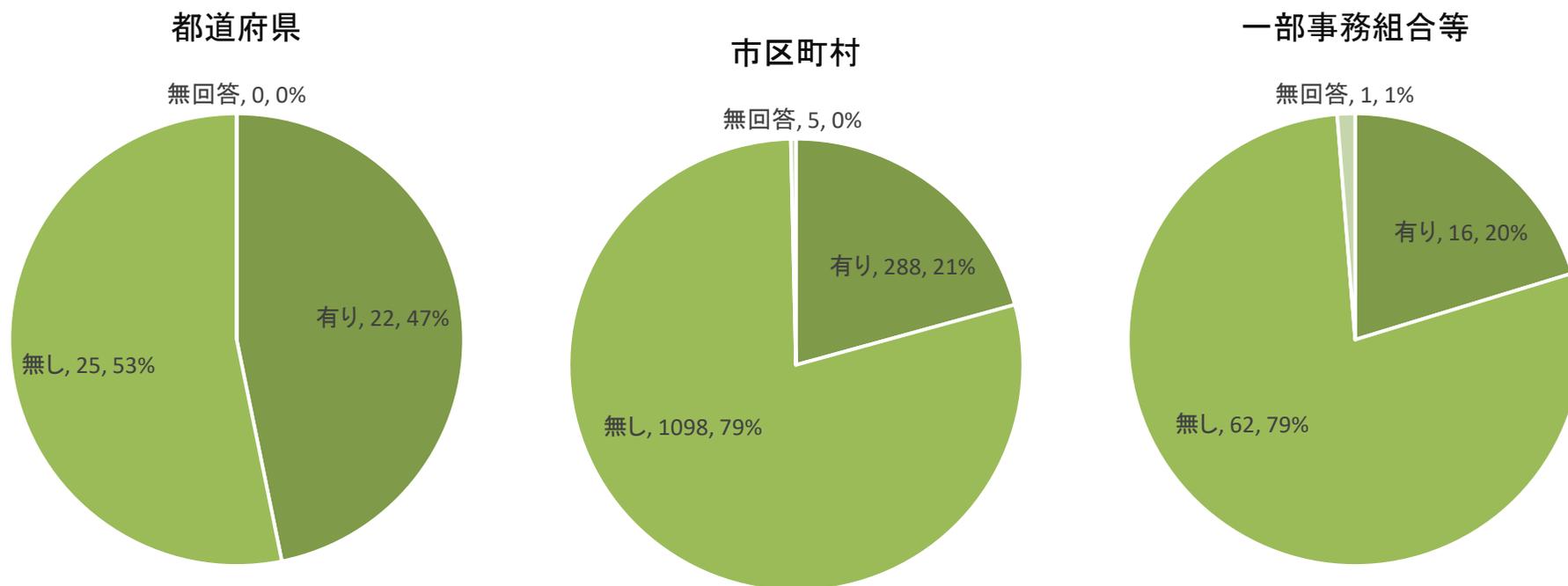


■ 策定予定がない自治体は、マンパワーや知見の不足が高い要因となっている。

災害廃棄物処理計画

質問回答

■ 災害廃棄物処理計画を策定済みの場合、災害廃棄物処理計画の改定の有無

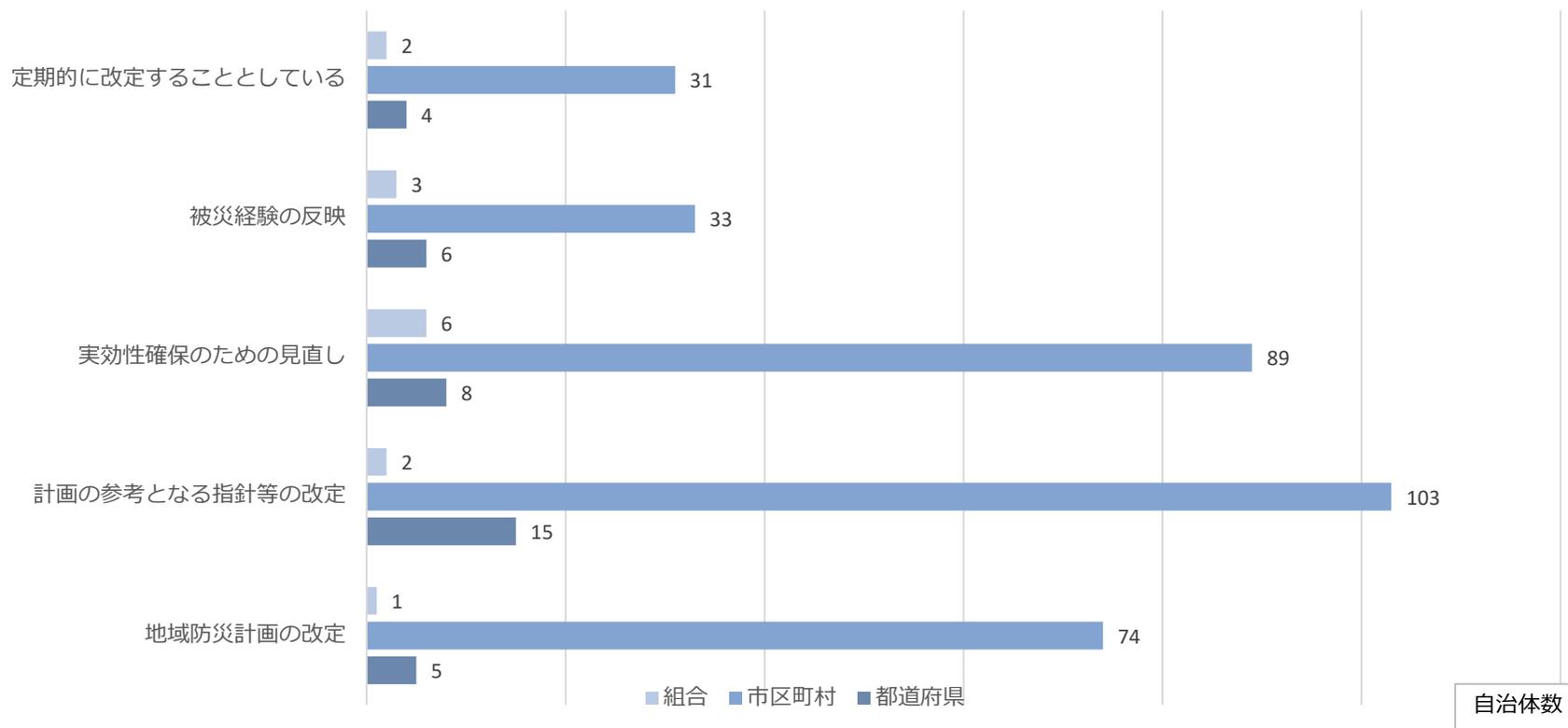


■ 市区町村・組合において、改定を行ったのは約2割にとどまる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

質問回答

- 災害廃棄物処理計画改定「有り」の場合、改定理由を選択（複数選択可）

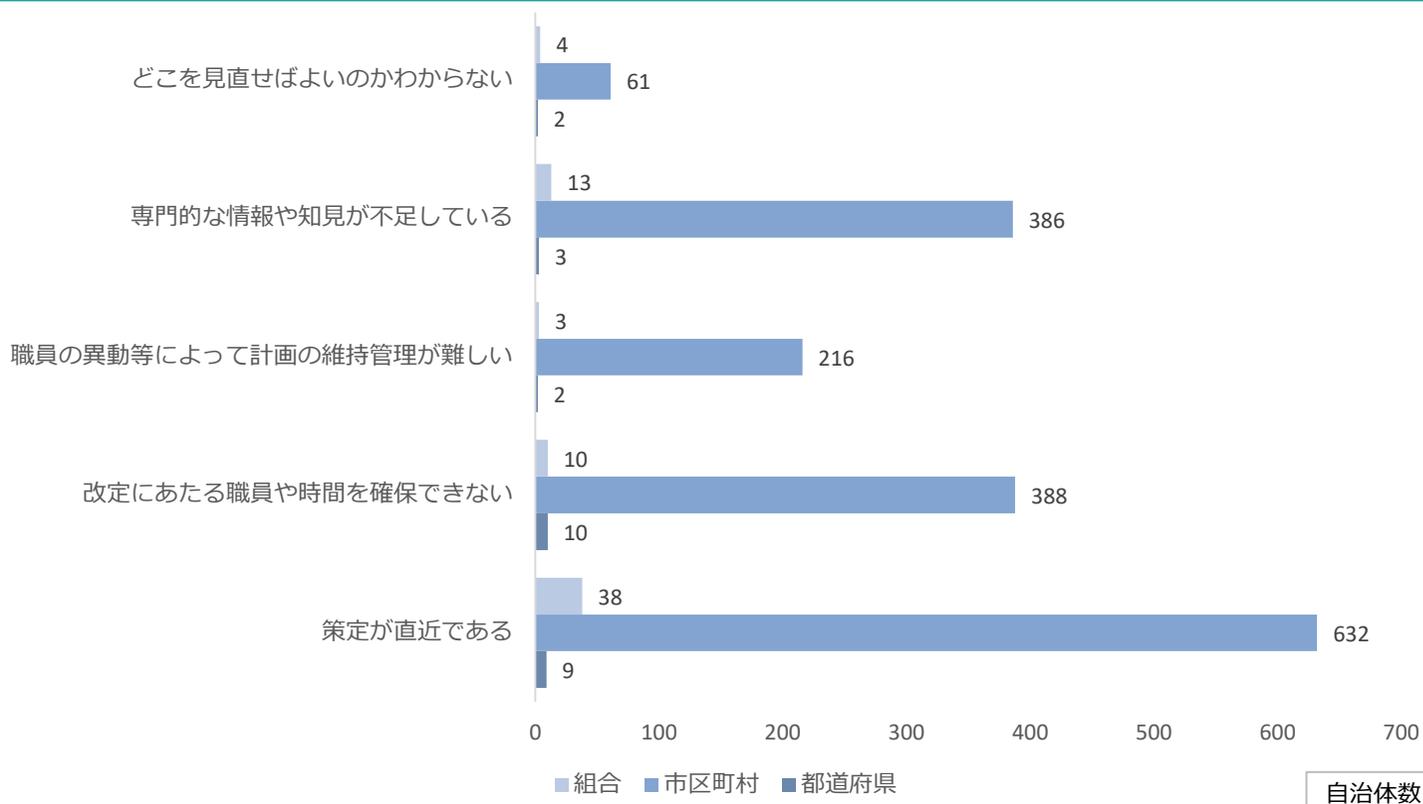


- 「実効性確保のための見直し」及び「計画の参考となる指針等の改定」を契機として、計画を見直す割合が高い。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

質問回答

■ 災害廃棄物処理計画改定「無し」の場合、改定にあたる上での課題（複数選択可）

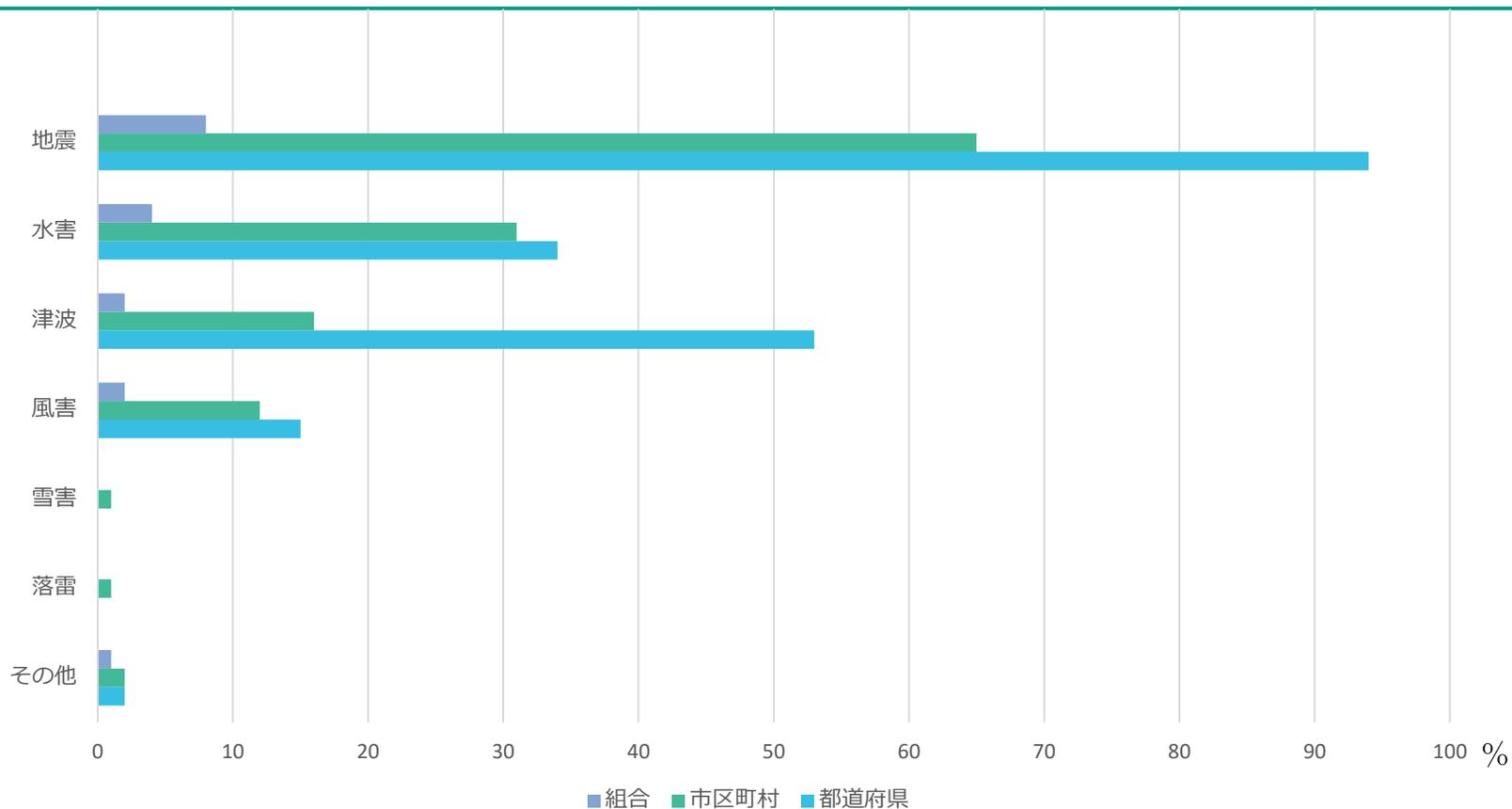


■ マンパワーや知見の不足が高い要因となっている。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

質問回答

■ 災害廃棄物処理計画に記載のある災害毎の策定率（複数選択可）

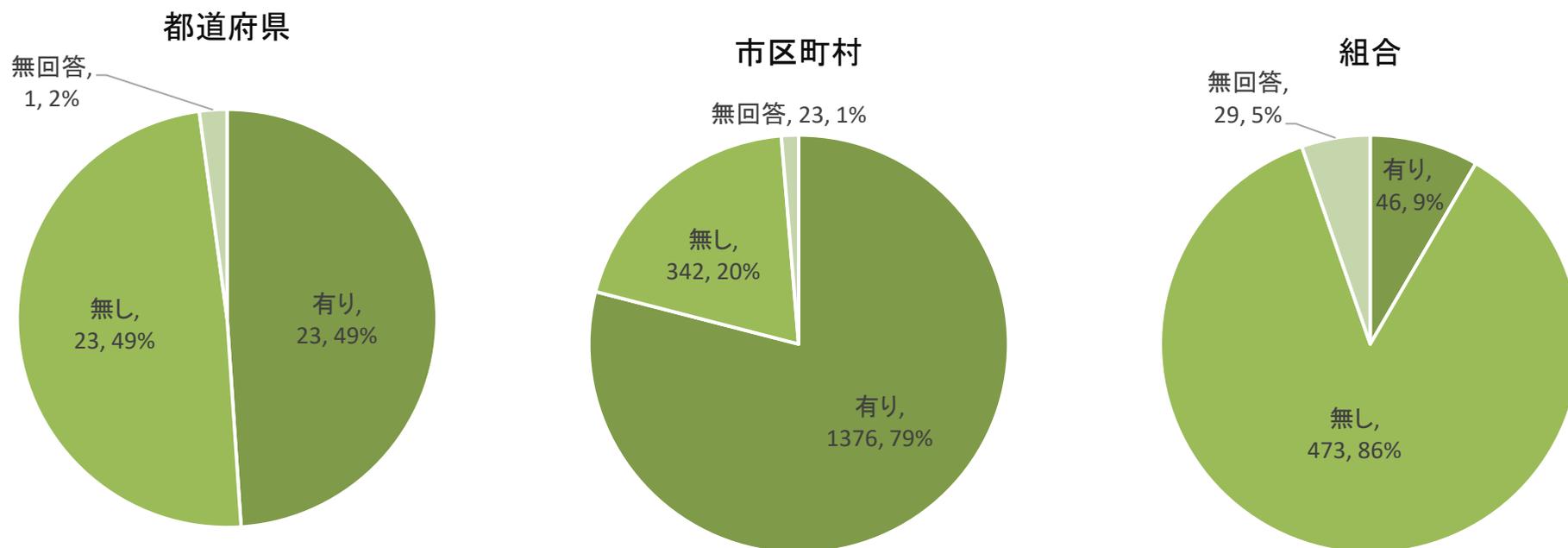


■ 災害廃棄物処理計画は地震を想定したものが多い。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

質問回答

■ 仮置場の確保や候補地の選定に関する検討の有無

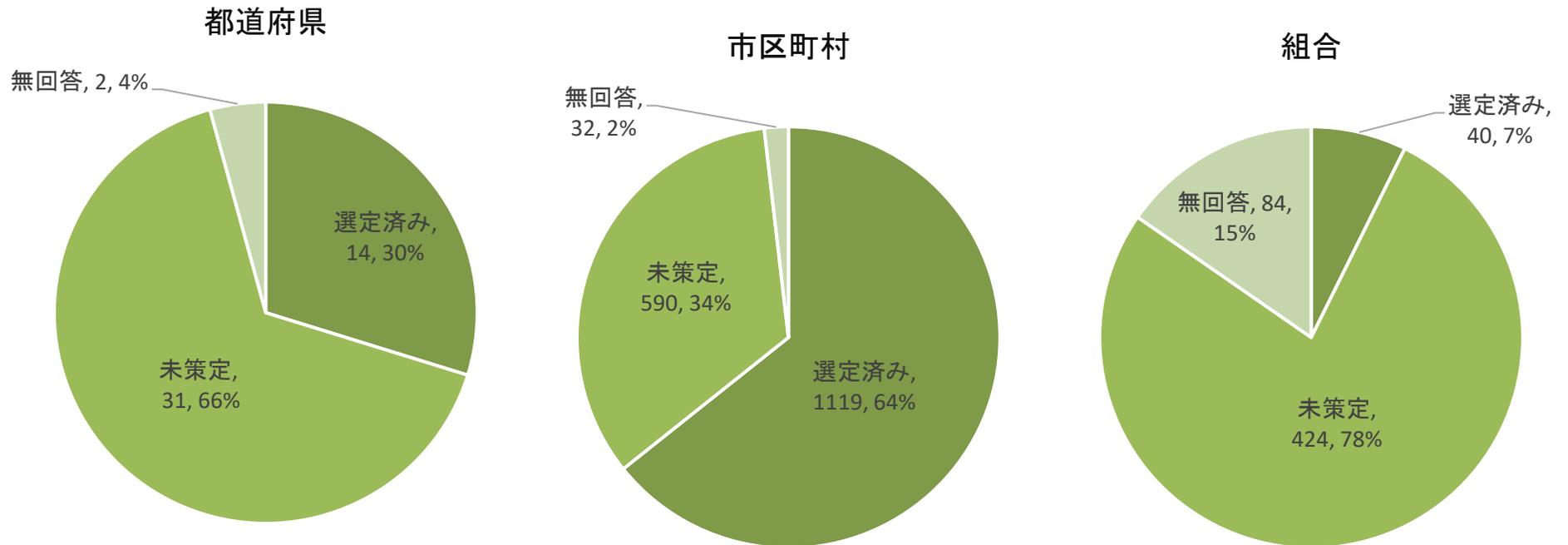


■ 都道府県は約半数が検討しており、一般廃棄物処理の主体である市区町村は8割程度が検討。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

質問回答

■ 候補地の選定状況

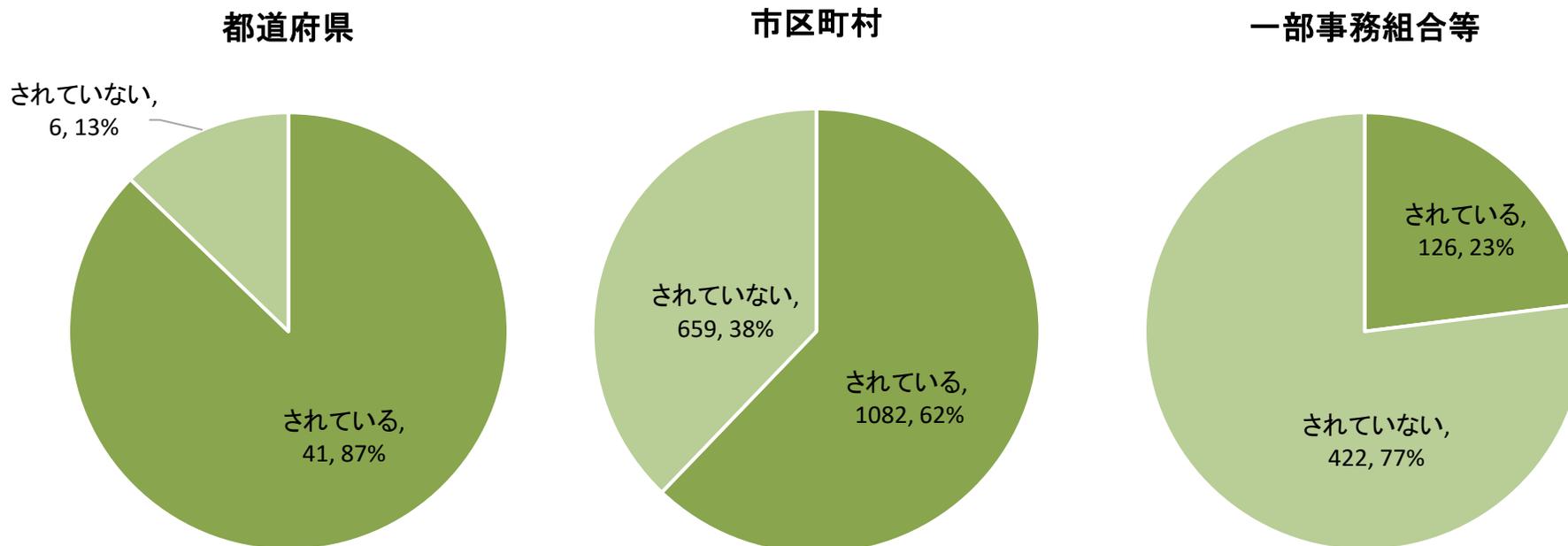


■ 都道府県の3割程度、市区町村の6割程度が選定済みである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

質問回答

- 都道府県、周辺市町村、民間事業者等と災害時の支援協定が締結されているか



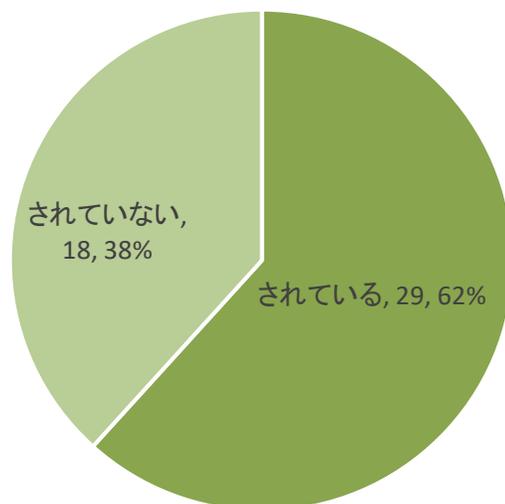
- 組合における災害時の支援協定締結は約 2 割となっている。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

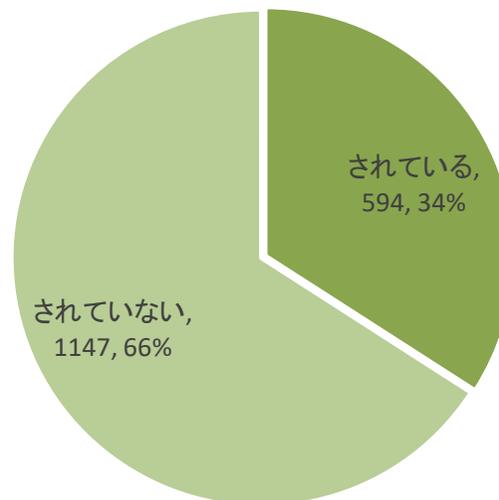
質問回答

- 発災後速やかに協定に基づく支援を要請できるよう、災害時の支援協定リストが作成されているか

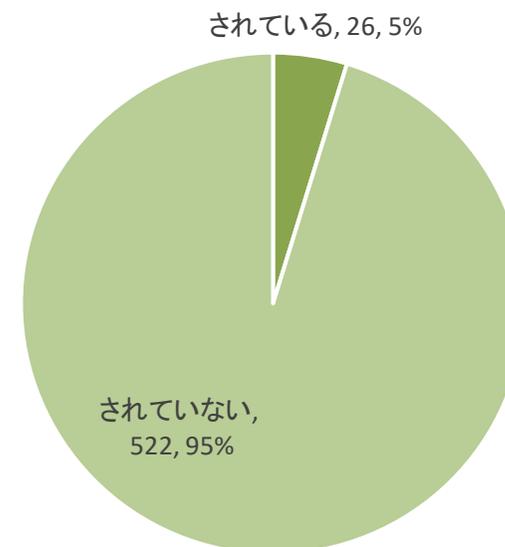
都道府県



市区町村



一部事務組合等



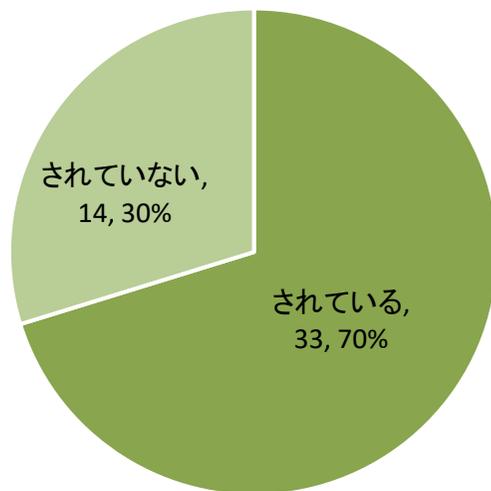
- 支援協定が締結されていても、リストが作成されていない割合が高い。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

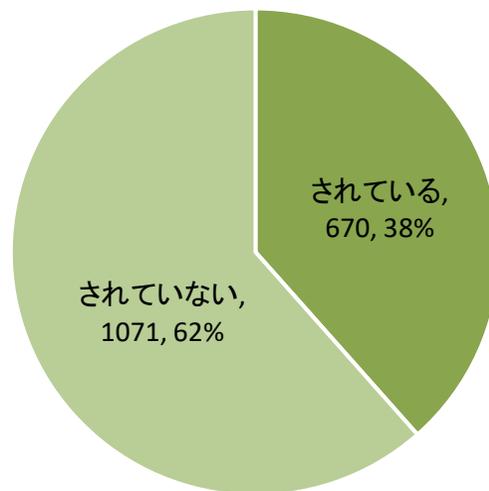
質問回答

災害発生時における初動対応のための事前検討結果について廃棄物処理施設・処理事業者、庁内関連部署、支援要請先等の関係連絡先のリストが作成されているか

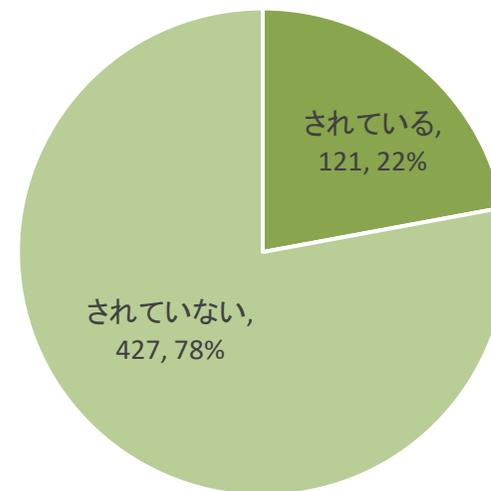
都道府県



市区町村



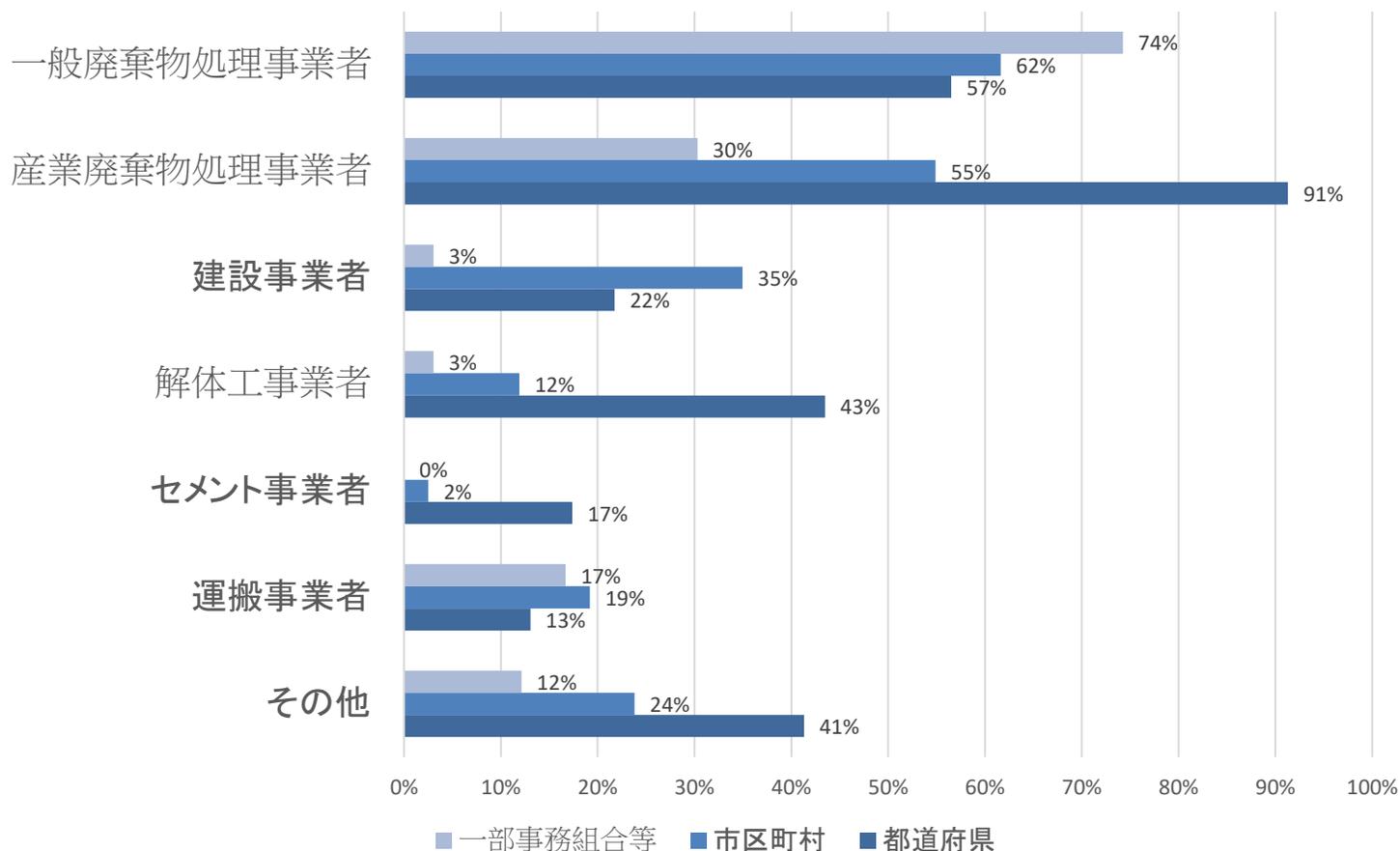
一部事務組合等



■ 市区町村・組合は関係連絡先のリストの作成率が2～4割にとどまっている。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

■ 「民間事業者間の協定あり」の場合、その業種について（複数選択可）

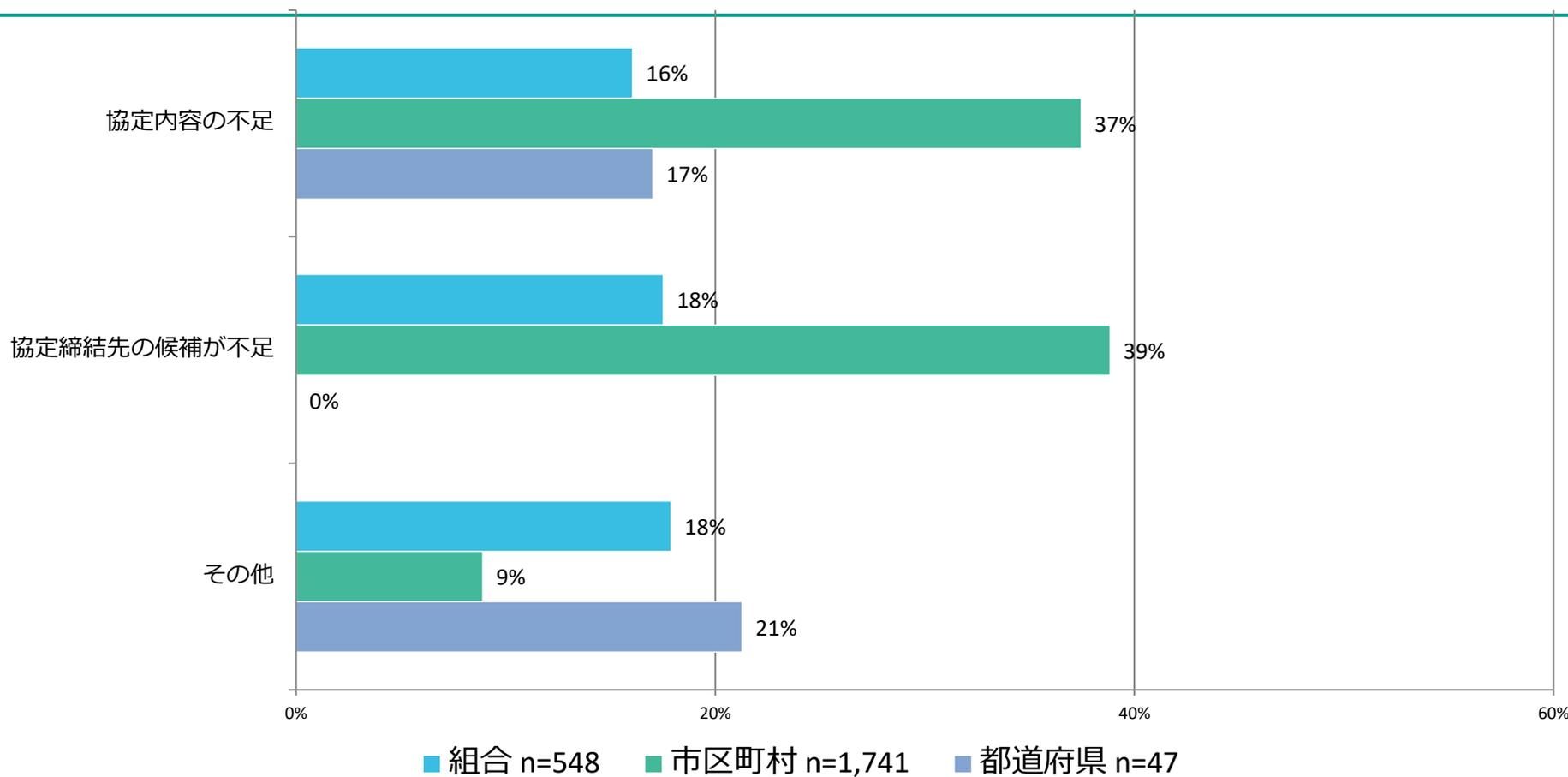


■ 産業廃棄物処理事業者、一般廃棄物処理事業者など処理に関する協定が多い。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

質問回答

■ 協定の締結における課題（複数選択可）



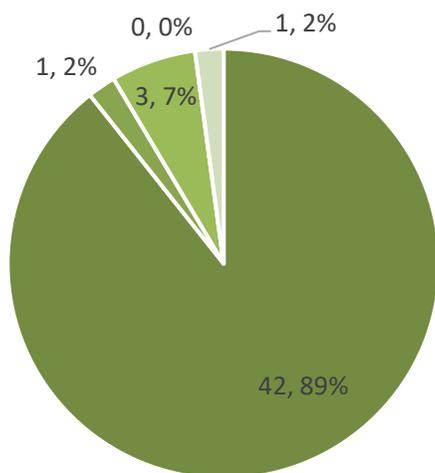
■ 協定を締結していても内容の不足など課題がある場合がある。その他としては締結のための人員不足などがあげられた。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

■ 災害時の廃棄物処理対応に関する研修や訓練について

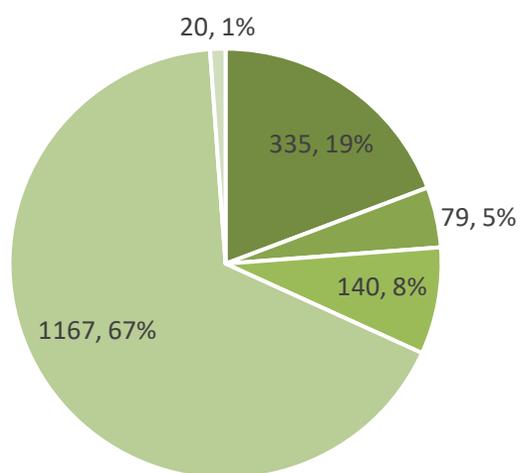
都道府県

- 定期的の実施・参加している
- 現在実施を計画している
- 過去に実施したことがある
- 実施の予定はない
- 無回答



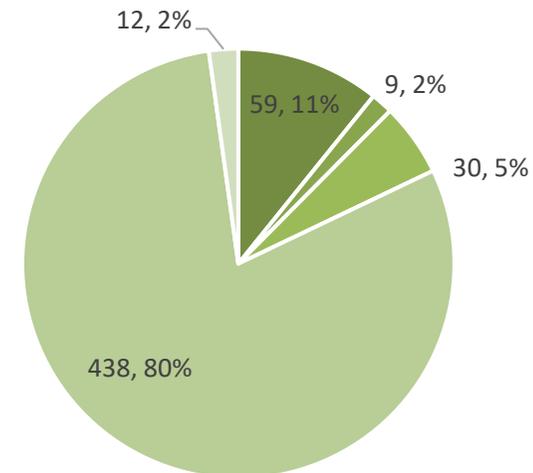
市区町村

- 定期的の実施・参加している
- 現在実施を計画している
- 過去に実施したことがある
- 実施の予定はない
- 無回答



一部事務組合等

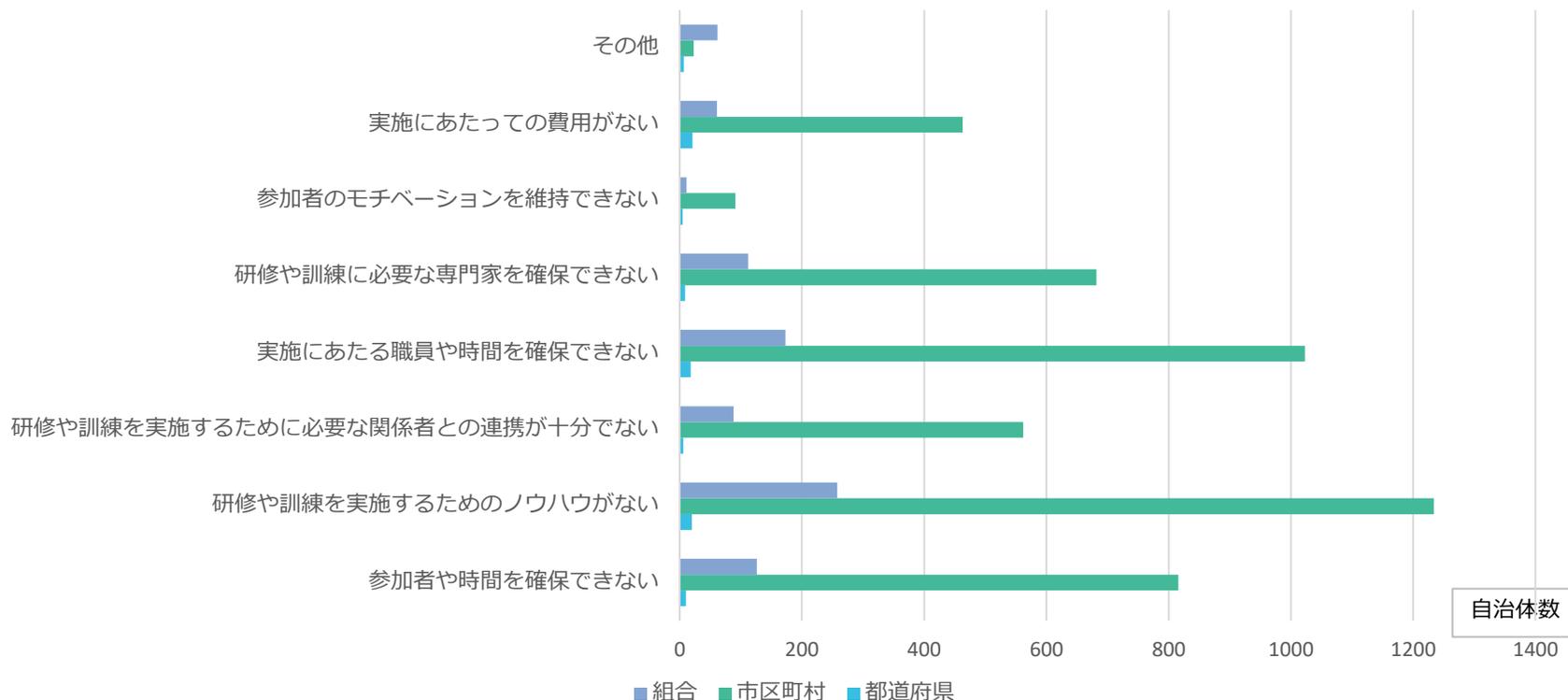
- 定期的の実施・参加している
- 現在実施を計画している
- 過去に実施したことがある
- 実施の予定はない
- 無回答



- 廃棄物処理技術と教育・訓練プログラムの開発・実施について、「定期的の実施・参加している」の割合は、都道府県で約89%、市区町村で約19%、組合で約11%となっている。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

■ 教育・訓練の実施における課題（複数選択可）



- 教育・訓練の実施における課題は、市区町村、組合において、「研修や訓練を実施するためのノウハウがない」が最も多く、「実施にあたる職員や時間を確保できない」も比較的多くなっている。
- また、都道府県では、「実施にあたっての費用がない。」も多くなっている。

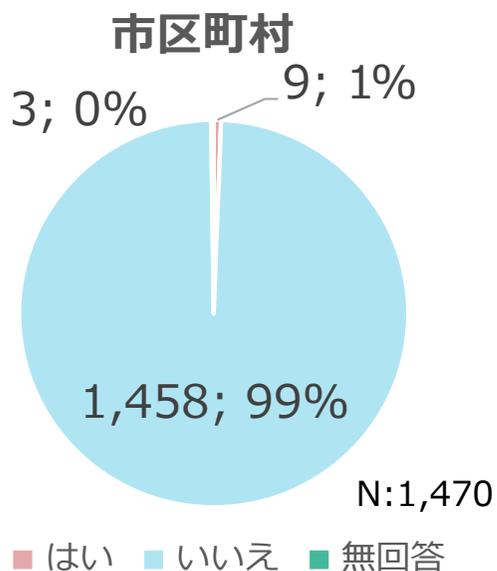
調査② 参考資料

災害時における廃棄物処理施設の新設 又は活用に係る特例措置の整備

廃掃法 9条の3の2、第9条の3の3、
第15条の2の5、同法施行令第4条第3号関係

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法第9条の3の2

法第9条の3の2（市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例）第1項に基づく、都道府県知事の協議の実施及び同意を得た事例がありますか。



- 都道府県知事との協議及び同意を得た事例がある自治体は、**9市区町村（約1%）**。

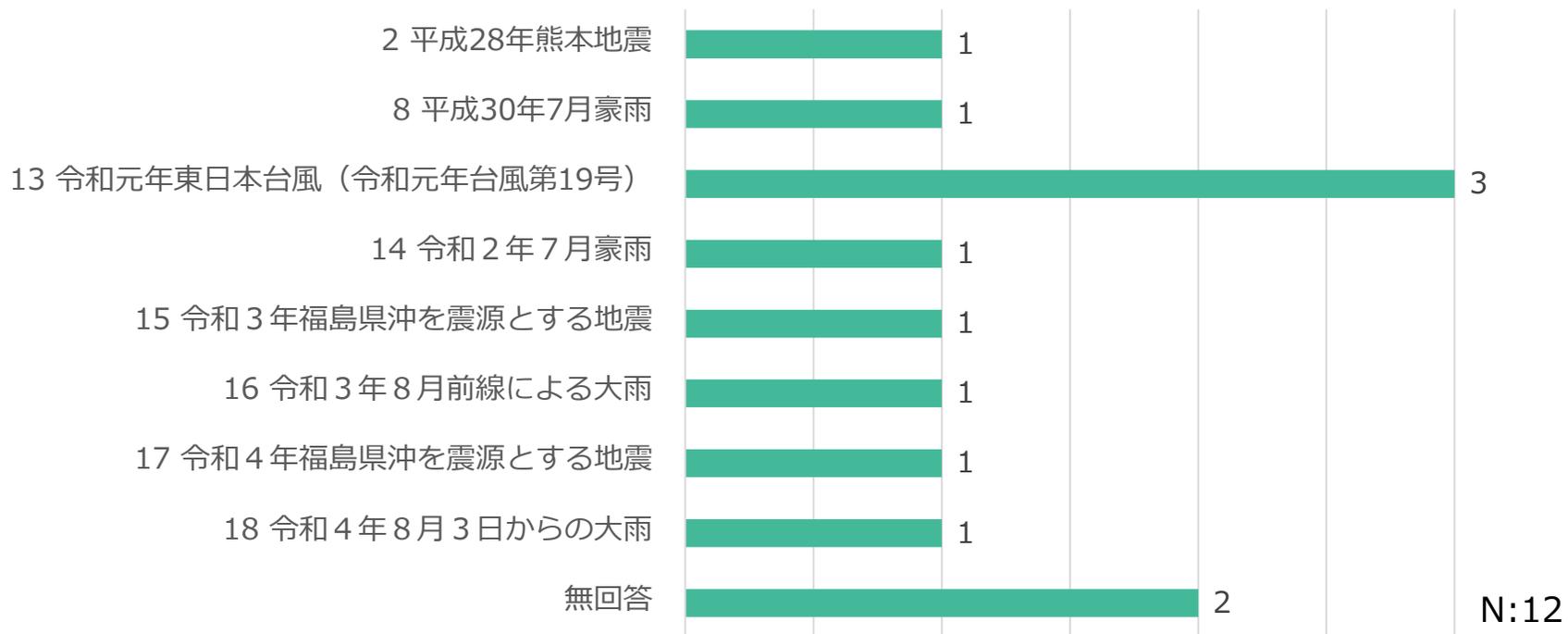


同条第2項及び第9条の3に基づき、一般廃棄物処理施設の届出を行った事例がありますか。

- 都道府県知事との協議及び同意を得た事例がある9市区町村のうち、**届出まで行ったのは5市区町村**であった。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法第9条の3の2

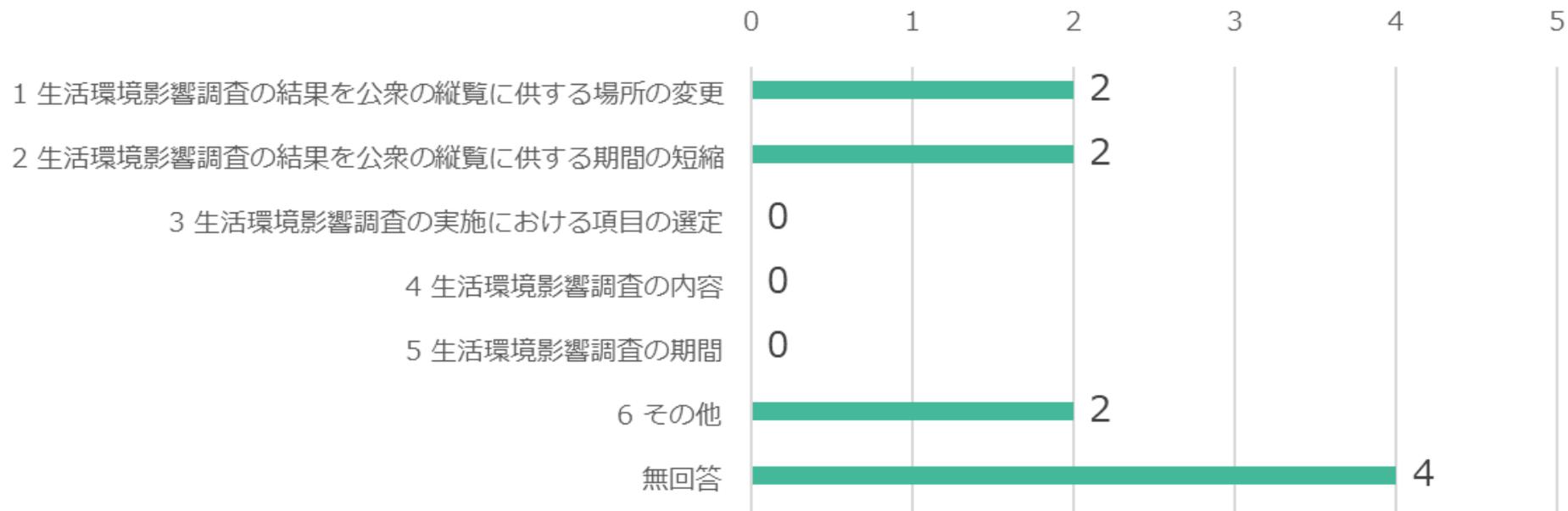
都道府県知事との協議及び同意を得た事例がある自治体は、どの災害時に届出を行いましたか。（複数回答可）



- 都道府県知事への届出を行った災害事例は、**令和元年東日本台風の3市区町村**がもっとも多く、**特定非常災害**（平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨）の**4災害で6市区町村**であり、**それ以外の災害では4市区町村**であった。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法第9条の3の2

本特例に係る条例の制定に当たって、簡素化した事項はありますか。（複数回答可）



N:10

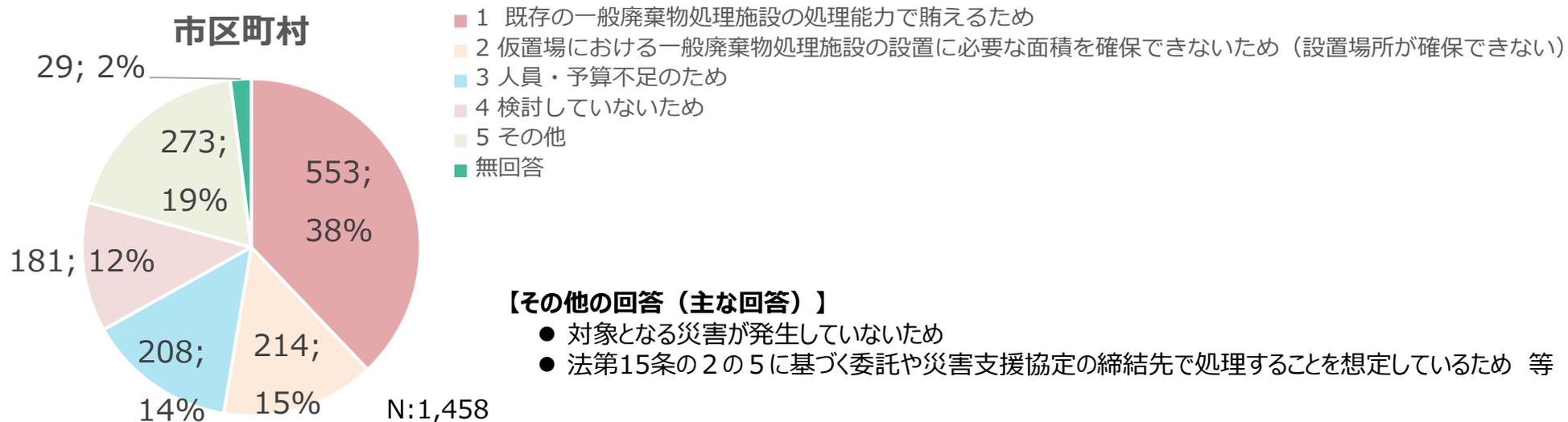
【その他の回答】 平時の一般廃棄物施設届出に関する条例内容で対応等

- 生活環境影響調査の結果を公衆の縦覧に供する「場所の変更」及び「期間の短縮」がそれぞれ2市区町村、「その他」が2市区町村であった。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法第9条の3の2

法第9条の3の2第1項に基づく、都道府県知事の協議の実施及び同意を得なかった理由は何ですか。

(最も当てはまるもの1つをご回答ください)



- 「既存の一般廃棄物処理施設の処理能力で賄えるため」が最も多く553市区町村（約38%）、ついで「仮置場における一般廃棄物処理施設の設置に必要な面積を確保できないため」が214市区町村と、これら2つで半分を占める結果となった。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法第9条の3の2

前問で「4 検討していないため」と回答した方にお聞きします。検討していない理由を教えてください。

【対象となる事案がない】

- 法第9条の3の2の特例規定を適用せずとも対応できたため。
- これまで大規模な災害が発生していないため。

【既存処理施設や災害支援協定締結先、広域処理等で対応するため】

- 災害廃棄物処理計画等において、一部事務組合の既存の処理施設や災害支援協定締結先、都道府県の調整による広域処理等による災害廃棄物の処理を想定しているため。

【特例規定の認識不足、人員の不足・知見の不足】

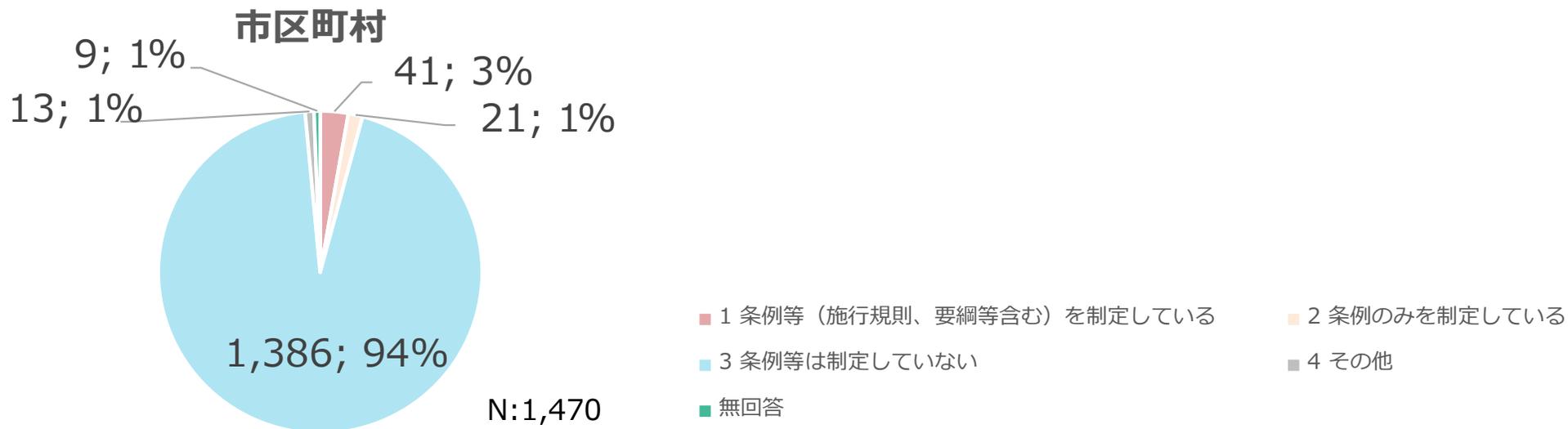
- 特例規定を知らなかった。
- 検討するための人員不足、知見の不足

※自由記述内容を分類分けした上で、回答数の多かった内容を上記に記載。

- 「対象となる事案がない」を除くと、「**既存処理施設や災害支援協定締結先、広域処理等で対応する**」との回答が多く見られた。
- 特例規定に対する「**認識不足**」との回答が17件、「**人員や知見の不足**」との回答が19件あった。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法第9条の3の3

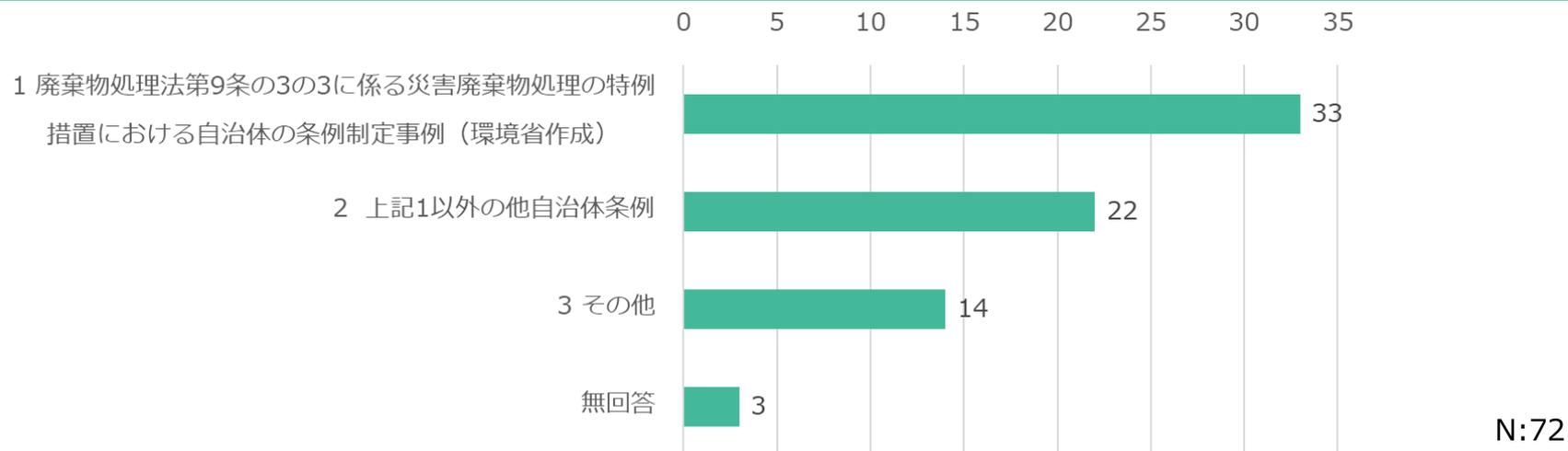
法第9条の3の3（市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例）の特例規定を活用するために必要な条例等（施行規則、要綱等含む）を制定していますか。（いずれか1つを回答） ※現時点で条例制定を検討中の場合は「3」を選択してください。



- 特例規定を活用するために**必要な条例等を制定しているのは41市区町村**。
- 条例のみを制定しているのは**21市区町村**。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法第9条の3の3

法第9条の3の3の特例規定を活用するために必要な条例等（施行規則、要綱等含む）の制定にあたり、参考にしたものはありますか。（複数回答可）



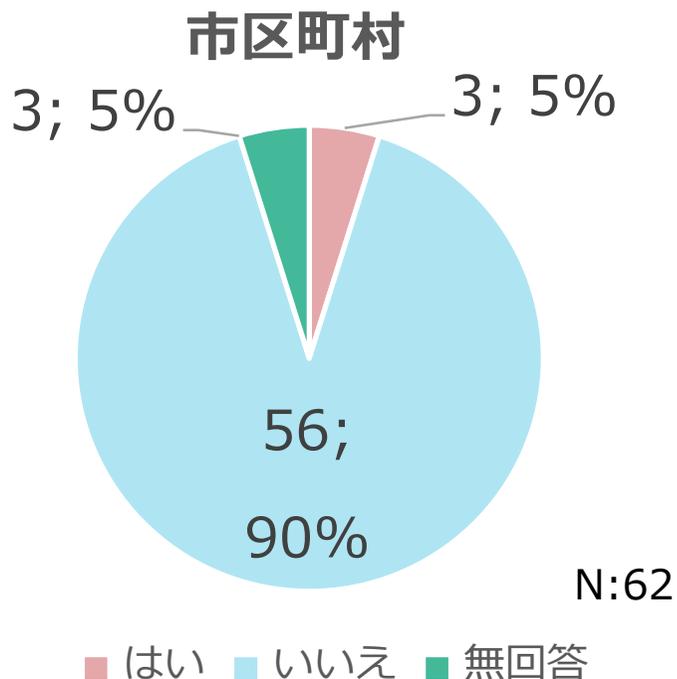
【その他の回答（主な回答）】

- 平成27年における廃棄物処理法の改正内容
- 参考資料として他自治体条例の事例は収集したが、最終的には本市条例・状況に合わせ、担当課間で協議し、独自に改訂した。
- 定期的な見直し時に修正した。
- 他市事例を参考

- 「廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の条例制定事例（環境省作成）」が33市区町村と最多であった。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法第9条の3の3

法第9条の3の3の特例規定を活用するために必要な条例等（施行規則、要綱等含む）を制定したと回答した方にお聞きします。法第9条の3の3の特例規定を活用したことがありますか？

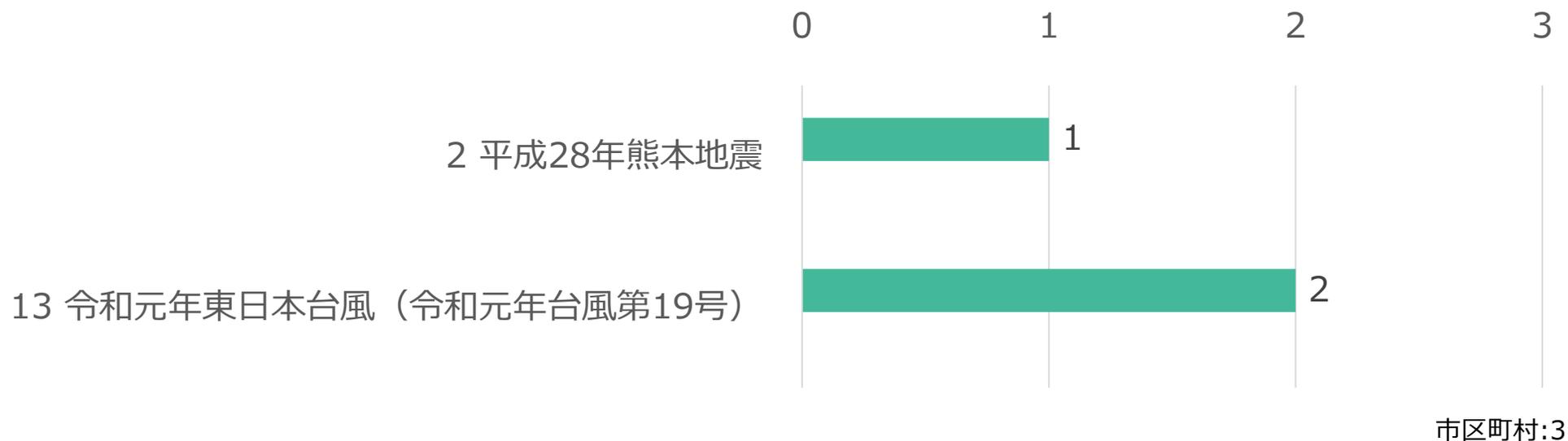


■ 法第9条の3の3の特例規定を活用したことのあるのは3市。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法第9条の3の3

法第9条の3の3の特例規定を活用したことがあると回答した方にお聞きします。

いつ活用しましたか。（複数回答可）



- 法第9条の3の3の特例規定を活用した災害は、**特定非常災害の3事例（平成28年熊本地震が1事例、令和元年東日本台風が2事例）**であった。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法第9条の3の3

法第9条の3の3の特例規定を活用したことがあると回答した方にお聞きします。活用した際に簡素化等した事項はありますか。（複数の災害に活用した場合は、最新の事例をご回答ください。）（複数回答可）



【その他の回答】

- ・ 簡素化等した事項は特になし
- ・ 届出したが、簡素化等が適用されない施設だった。

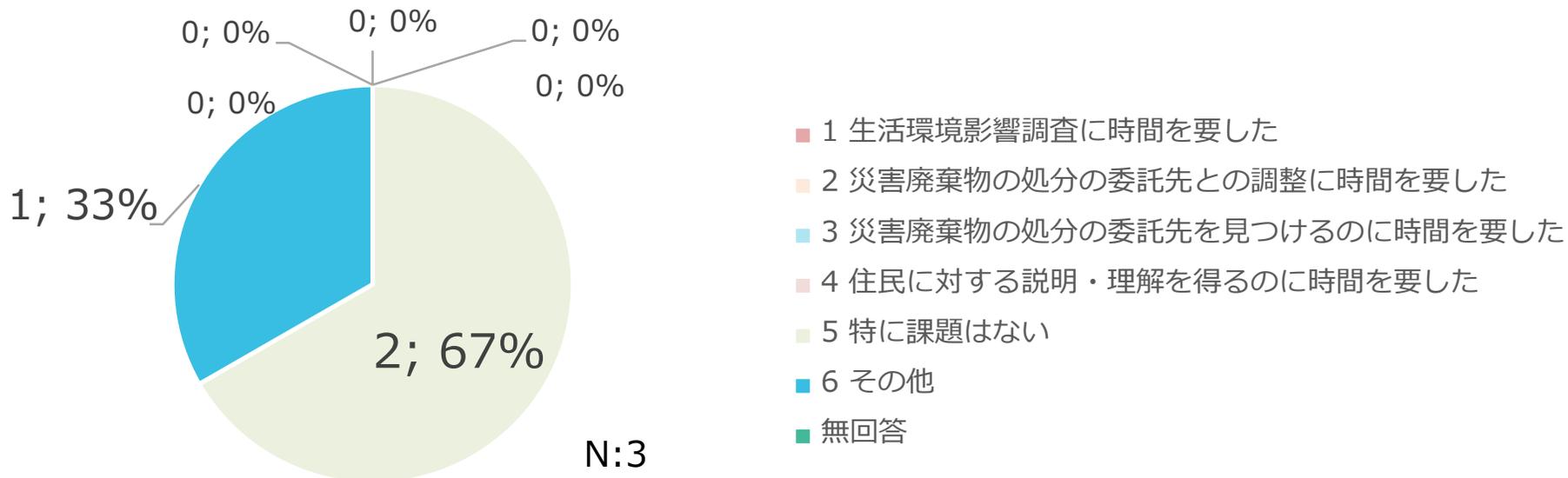
N:3

- 令和元年東日本台風で特例規定を活用した市では、「生活環境影響調査の結果を公衆の縦覧に供する期間の短縮」の簡素化が行われた。その他は、「届出したが、簡素化等が適用されない施設だった」（平成28年熊本地震）、「簡素化等をした事項は特になし」（令和元年東日本台風）であった。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法第9条の3の3

法第9条の3の3の特例規定を活用したことがあると回答した方にお聞きします。活用した際に課題と感じたことをお答えください。（複数の災害に適用した場合は、最も課題を感じた災害について記載）

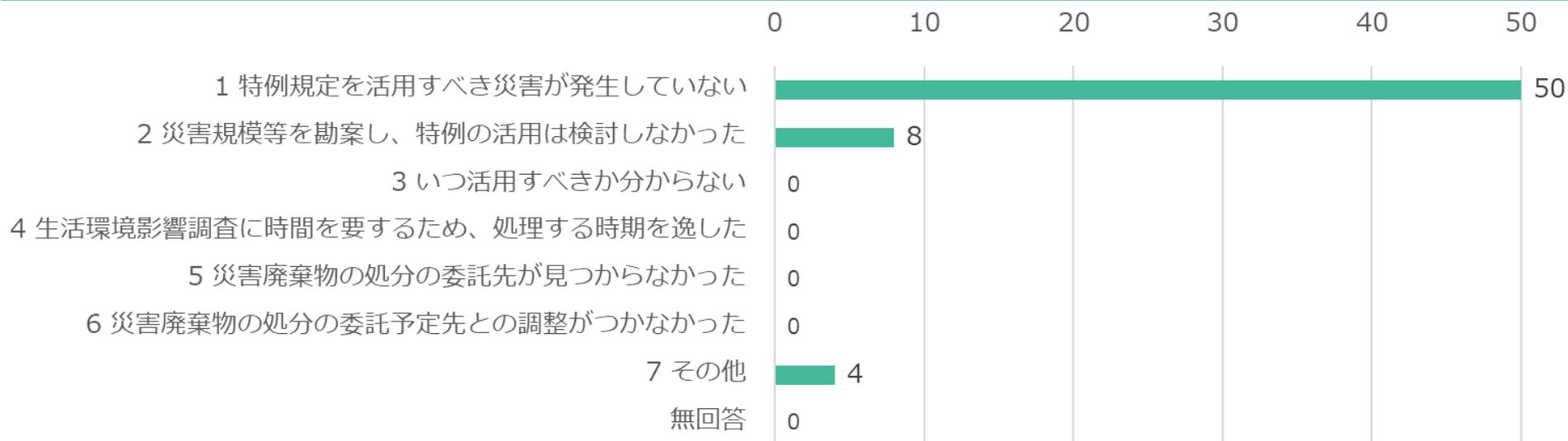
市区町村



■ 法第9条の3の3の特例規定を活用した3市のうち、**2市は「特に課題はない」**との回答であり、**1市は「当時の記録がない」**との回答であった。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法第9条の3の3

法第9条の3の3の特例規定を活用したことがないと回答した方にお聞きします。法第9条の3の3の特例規定を活用しなかった理由は何ですか。（複数回答可）



N:62

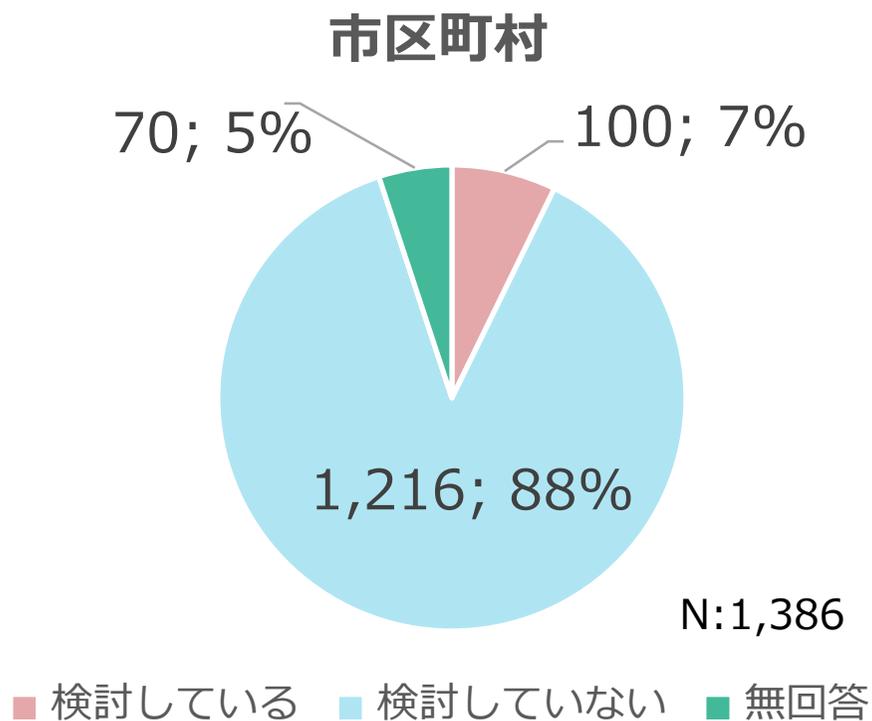
【その他の回答（主な回答）】

- ・ 既存の廃棄物処理施設の活用や委託等で処理を賄うことができたため。
- ・ 民間事業者が一般廃棄物処理施設の設置許可を取得したため。
- ・ 法第9条の3の2を適用し、自治体で新たに施設を設置して災害廃棄物の処理を行ったため。
- ・ 法第15条の2の5により、既存の産廃施設を活用するにとどまり、新たな一廃施設の設置は官民ともに実施しなかったため。

■ 「特例規定を活用すべき災害が発生していない」が最も多く50市区町村であり、ついで「災害規模等を勘案し、特例の活用は検討しなかった」が8市区町村であった。一方で、「その他」の回答として、「法第9条の3の2」及び「法第15条の2の5」の活用を挙げた市区町村もあった。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法第9条の3の3

法第9条の3の3の特例規定を活用するために必要な条例等（施行規則、要綱等含む）を制定していない、と回答した方にお聞きします。法第9条の3の3の特例規定を活用するために必要な条例等（施行規則、要綱等含む）について、制定のための検討は行っていますか。



■ 法第9条の3の3の特例規定を活用するために条例等の制定の検討を行っているのは100市区町村。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法第9条の3の3

前問で「検討していない」と回答した方にお聞きします。法第9条の3の3の特例に関わる条例を制定しない理由は何ですか。（複数回答可）



N:1,962

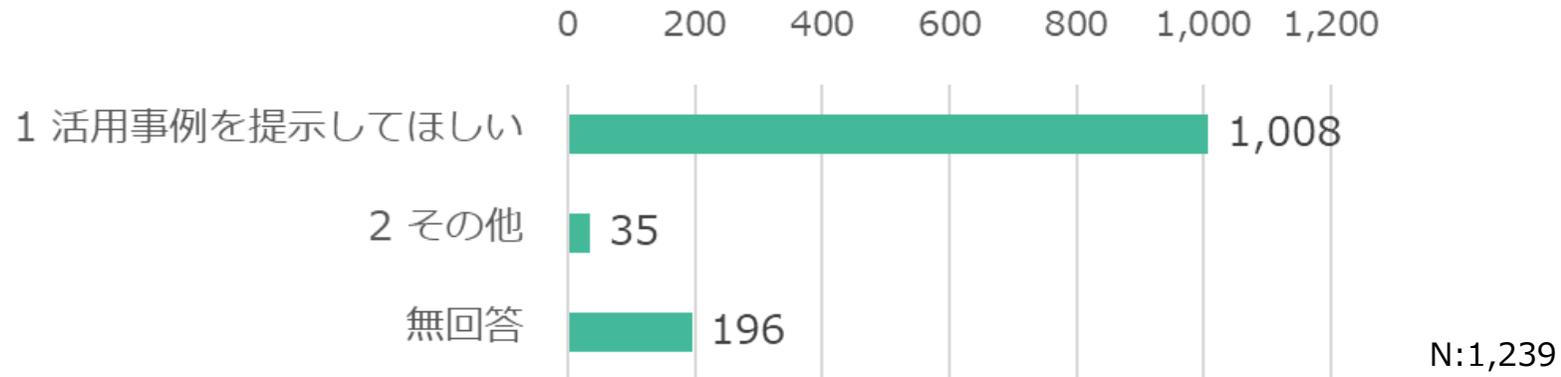
【その他の回答（主な回答）】

- 一部事務組合を含む既存の処理施設や災害支援協定の活用、法第15条2の5の活用による処理を想定しているため
- 現時点で廃棄物処理施設を有していないため
- 条例を制定する必要性がない 等

- 条例等に関して「どのような内容を制定すればよいのか分からない」が最も多く582市区町村、「条例等を制定する手続等が煩雑」が354市区町村であった。一方で、**特例規定の活用に条例の制定が必要であること、特例規定そのものを認識していない**との回答が**700市区町村程度**あった。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法第9条の3の3

法第9条の3の3の特例規定を活用するために、必要と思われる施策等があれば教えてください。（複数回答可）



【その他の回答（主な回答）】

◆ 制度や手続きの簡素化

- ・ 特例としつつ、実質的には通常の届出となんら違いがないような印象を受ける。事務の煩雑さを解消する手段を講じてほしい。

◆ 事業者の紹介

- ・ 該当施設の設置が可能な事業者（特に広範囲で活動している事業者）の紹介

◆ 具体的な事例の紹介・サポート

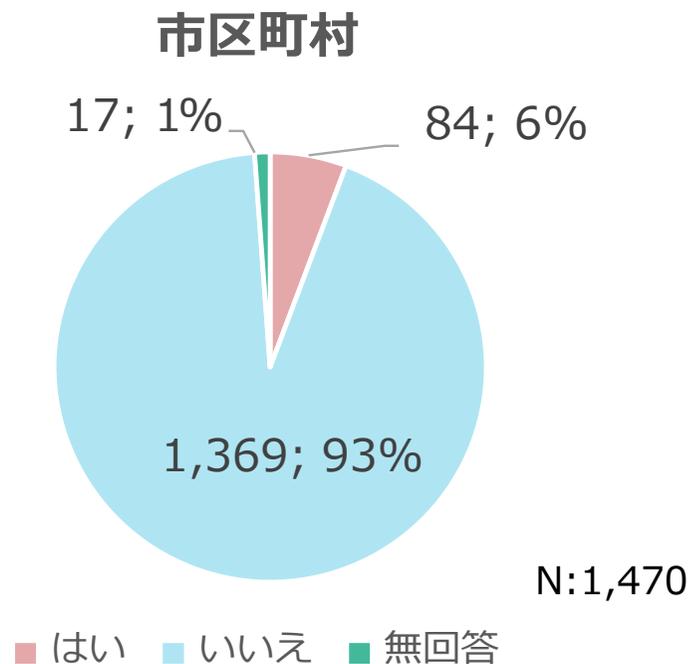
- ・ 政令指定都市以外での条例等の制定事例
- ・ 生活環境影響調査を短期間で完了させる手法・短期間で完了させた実例があればご教示いただきたい。
- ・ 活用するためのサポート（関連書類のひな型提供やアドバイス等）

◆ 研修会や説明会の開催

- 選択肢である「活用事例を提示してほしい」といった回答以外に、自由記述として「制度や手続きの簡素化」、「事業者の紹介」、関連書類やひな型の提供、アドバイス等の「具体的な事例紹介・サポート」、「研修会や説明会の開催」等が挙げられた。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法第15条の2の5第2項

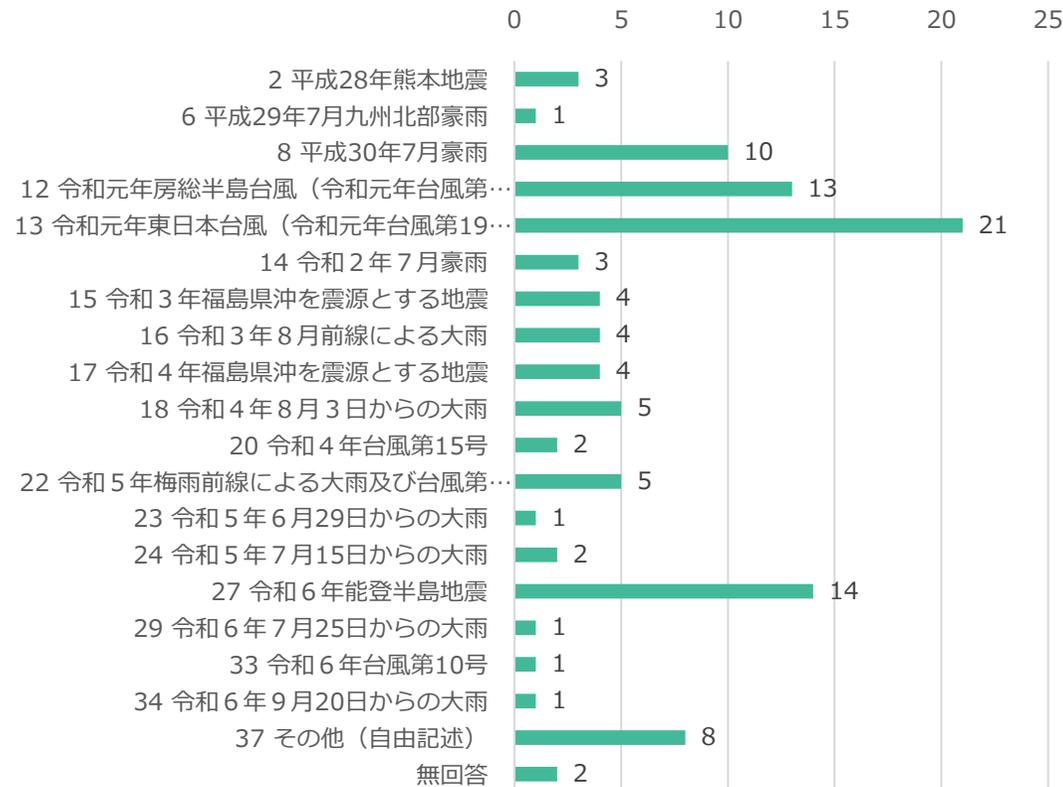
法第15条の2の5第2項（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例における非常災害のために必要な応急措置に係る規定）について、活用したことがありますか。



■ 法第15条の2の5の第2項の特例を活用したことがあるのは**84市区町村（6%）**であった。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法第15条の2の5第2項

法第15条の2の5第2項について、活用したことがあると回答した方は、いつ活用しましたか。（複数回答可）



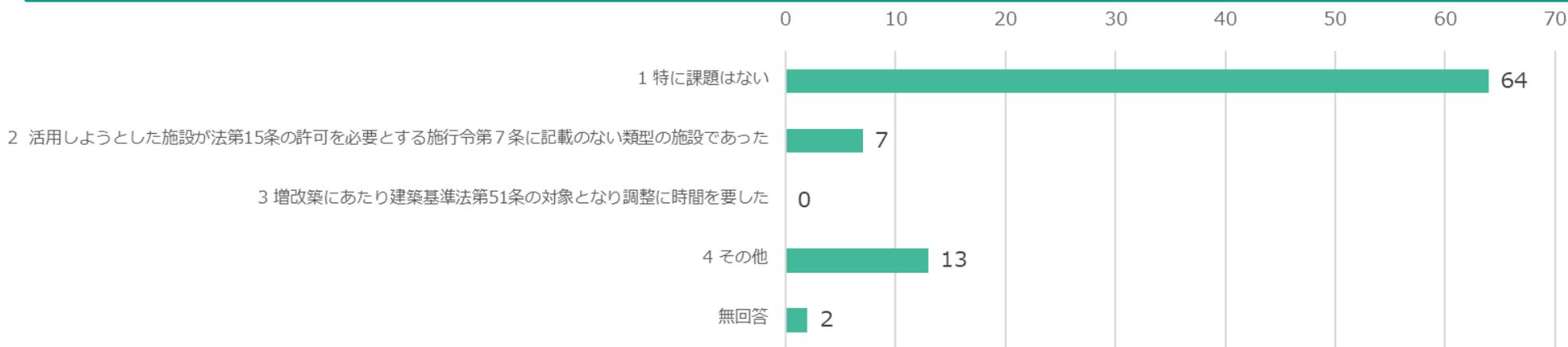
【その他の回答】

- 平成25年台風第26号
- 平成23年東北地方太平洋沖地震
- 平成30年6月18日大阪北部地震（2件）
- 令和3年5月1日牧之原市竜巻災害
- 静岡県熱海市伊豆山土石流災害（令和3年度）
- 令和4年7月12日に発生した局地的大雨
- 令和4年台風第11号
- 令和5年台風第6号
- 令和6年7月10日からの大雨

■ 非常に広い範囲で被害のあった「令和元年東日本台風」での活用事例がもっとも多く21市区町村、ついで「令和元年房総半島台風」、「令和6年能登半島地震」の順となっている。特定非常以外の事例も一定程度確認できる結果となった。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法第15条の2の5第2項

法第15条の2の5第2項の規定を活用したことがあると回答した方にお聞きします。活用した際に課題と感じたことをお答えください。（複数の災害に活用した場合は、最も課題を感じた災害について記載）（複数回答可）



【その他の回答（主な回答）】

- ・ 依頼できる事業者が少ないこと
- ・ 施設の立地自治体との事前協議に時間を有したこと、事業者側の法解釈や認識不足（産廃施設で一廃を処分できること）

【その他の回答（特徴的な回答）】

- ・ 「遅滞なく」届出を行うことが困難であった。「処理を開始してから終了するまでの間」等、届出の期間に幅を持たせる必要がある。
- ・ 施行規則第12条の7の17第4項に基づく、受理書の交付について、新たに様式を定めることで事務を迅速に行うことが可能となる。
- ・ 施行規則第12条の7の17第1項第8号に基づく、処理量の見込みは、災害廃棄物の場合は算定が困難であるため、当該廃棄物については柔軟な対応を選択できる形がよい。

【法改正を評価する回答】

- ・ 平成30年7月豪雨災害の被災当時は、法施行規則12条の7の16に規定される処理施設及び一般廃棄物しか適用できなかったため、法令遵守のために、産業廃棄物処理業者の選定に慎重を期したが、**令和2年7月16日の廃棄物処理法施行規則改正により、産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物の処理が可能となり、以後、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理をさらに後押しされる規定になったと感じている。**

N:86

- 「特に課題はない」が64市区町村と最も多く、ついで「法第15条の許可を必要とする施行令第7条に記載のない種類の施設であった」が7市町村であった。
- 自由記述の内容は上記のとおり、法改正を評価する回答も見られた。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法第15条の2の5第2項

前問で「2」と回答した方にお聞きします。具体的な施設の種類及び対象廃棄物の種類・品目を教えてください。

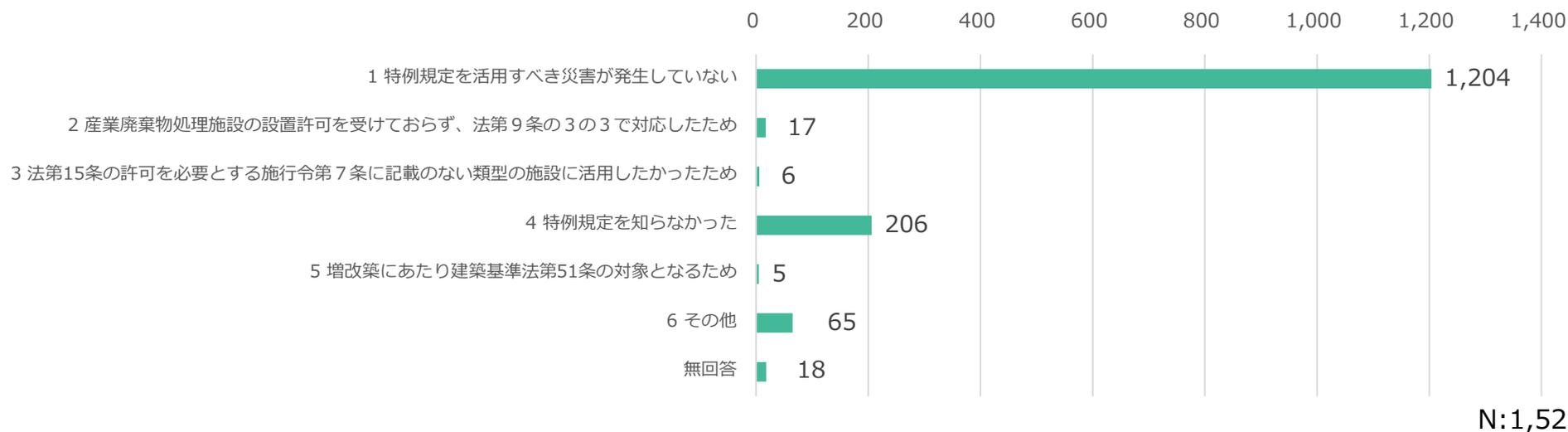
記載例：（●●：産業廃棄物の種類・品目）の（●●：施設の種類）施設

産業廃棄物の種類・品目	施設の種類
木くず	破碎施設
金属くず	切断施設、圧縮施設
金属くず	破碎施設
がれき類や土砂等の混合物	選別施設
瓦類	安定型最終処分場
石膏ボード（紙+陶磁器くず）	破碎施設
タイヤ（ゴム）	金属部分とプラスチック部分を分解/分離する施設
焼却灰	灰溶融施設
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	破碎施設
法§20の2の登録を受けた事業者が再生の対象とする廃棄物	再生の用に供する施設
スプレー缶	中身と缶を分解/分離する施設
その他	破碎にあたらないうが、ほぼ同様の処理（圧縮など）を実施している施設全般

- 6市1町から回答が得られた。同じ品目を挙げる市区町村はなく（重複なし）、品目は多様であった。施設の種類の、**破碎施設**を挙げる市区町村が多く、**選別施設や処分場**といった回答も見られた。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法第15条の2の5第2項

法第15条の2の5第2項の規定を活用したことがないと回答した方にお聞きします。法第15条の2の5第2項を活用しなかった理由は何ですか。（複数回答可）



【その他の回答（主な回答）】

- ・ 域内に産業廃棄物処理施設がない、一廃の許可を受けている産業廃棄物処理事業者がいない。
- ・ 産業廃棄物処分事業者へ委託せずとも、域内の一般廃棄物処理施設や広域処理（公共）で対応できたため

■ 「特例規定を活用すべき災害が発生していない」を除くと、「特例規定を知らなかった」という市区町村が206市区町村に及んでいる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法第15条の2の5第2項

法第15条の2の5第2項を活用するために、必要と思われる施策等があれば教えてください。

【活用事例の提示、研修会等の開催】

- 特例制度の活用事例（手続等のスケジュール感等が分かる具体的なケース）の提示とその理解等のための研修会等の開催

【手続きの簡素化】

- 自治体間の事前協議の簡素化
- 行政は産業廃棄物処理施設設置業者に協力を求める立場であり、煩雑な手続きが必要であれば協力を得ることが困難なので手続きをより簡素化することが必要。

【国や都道府県等との連携】

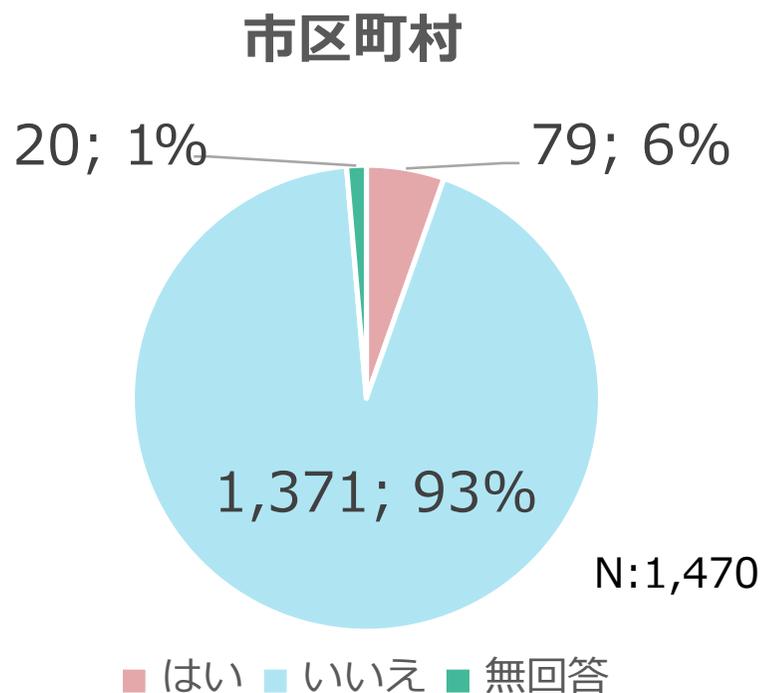
- 処理を委託可能な産業廃棄物事業者や施設のリスト等に関する情報共有、産廃事業者との協定締結
- 国が把握している全国の自治体の産廃施設許可の件数及び処理能力の情報を活用して、公的機関が処理委託先の候補選定や市町村間協議の仲介を行う制度の確立

【新たな施策、特例措置】

- 法第15条の許可に該当しない施設においても迅速な処理ができるように特例措置を設けてほしい。
- 廃掃法施行令第7条各号に掲げる産廃施設ではない施設で処理能力が5 t/日を超える施設について、一般廃棄物処理施設として速やかに活用するための施策が必要（法第9条の3の3の規定緩和など）
- 産廃施設許可が不要の施設であっても、平時から産廃施設として支障なく稼働しており、特例を活用して搬入する災害起因の一般廃棄物が平時から処理しているものと同様の性状であるならば、法第15条の2の5の対象とする特例を設ける 等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 令第4条第3号

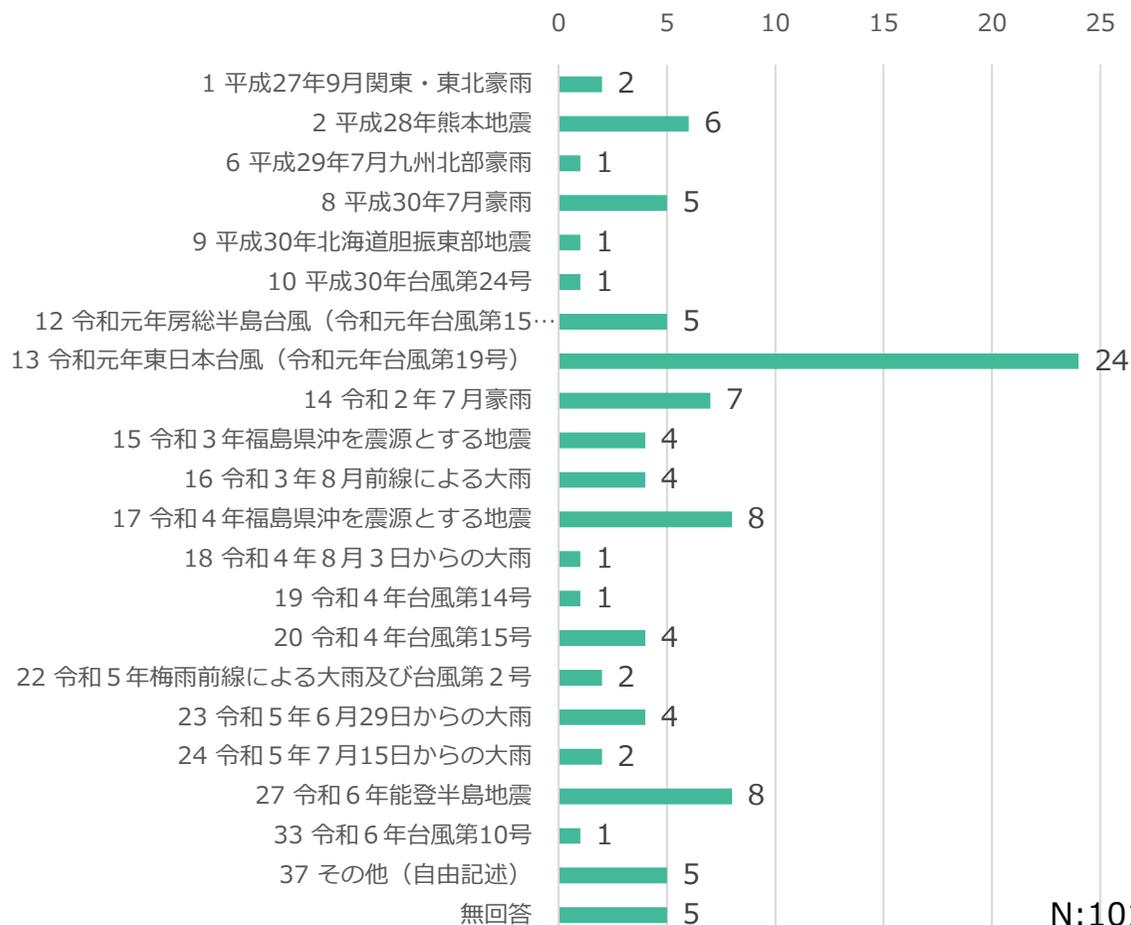
施行令第4条第3号（非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準等の改正）に基づく再委託を行ったことがありますか。



■ 再委託を行ったことがあるのは79市区町村（約6%）。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 令第4条第3号

施行令第4条第3号に基づく再委託を行ったことがあると回答した方にお聞きします。施行令第4条第3号に基づく再委託をいつ行いましたか。（複数回答可）



【その他の回答】

- 平成30年台風第21号
- 令和元年10月25日大雨
- 熱海市伊豆山土石流災害
- 令和5年台風第6号
- 令和6年7月10日からの大雨

■ 令和元年東日本台風が24市区町村ともっとも多く、ついで令和2年7月豪雨、令和4年福島県沖を震源とする地震、令和6年能登半島地震が多い。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 令第4条第3号

施行令第4条第3号に基づく再委託を行ったことがあると回答した方にお聞きします。活用した際に課題と感じたことを教えてください。

【委託事業者の確保】

- 委託事業者の確保、委託事業者の情報不足、事業者側の制度（特例規定）に関する理解不足

【再々委託の禁止】

- 「最終処分」に関して、再々委託ができないことで、処理先の確保に、円滑さが損なわれる場面があった。
- 再々委託の禁止に関して混乱が発生した。
- 再委託先のが再々委託を行わないか確認が必要であった。
- 再々委託が必要な場合には、直接委託で対応する必要がある。

【事務の煩雑さ】

- 再委託先の自治体との協議、通知が必要

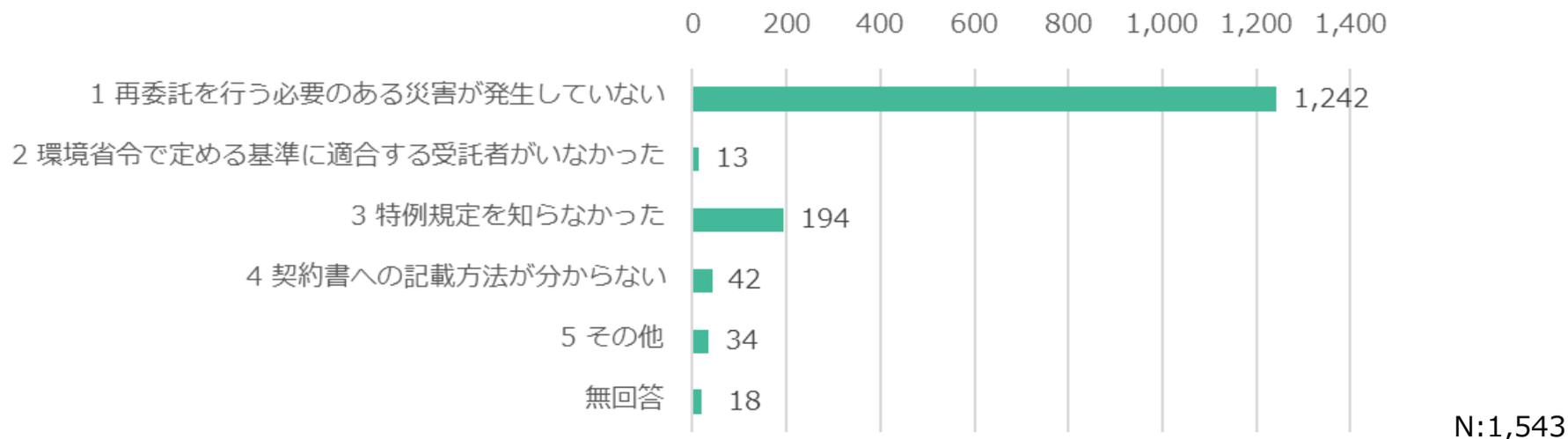
【対象となる災害の判断基準】

- 「非常災害時」の判断基準が不明瞭で、非常災害とする判断に時間を要した。

■ 委託事業者の確保の困難さや、再々委託の禁止を課題に挙げる自治体が多くあった。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令第4条第3号

施行令第4条第3号に基づく再委託を行ったことがないと回答した方にお聞きします。施行令第4条第3号に基づく再委託を行わない理由は何ですか。（複数回答可）



【その他の回答（主な回答）】

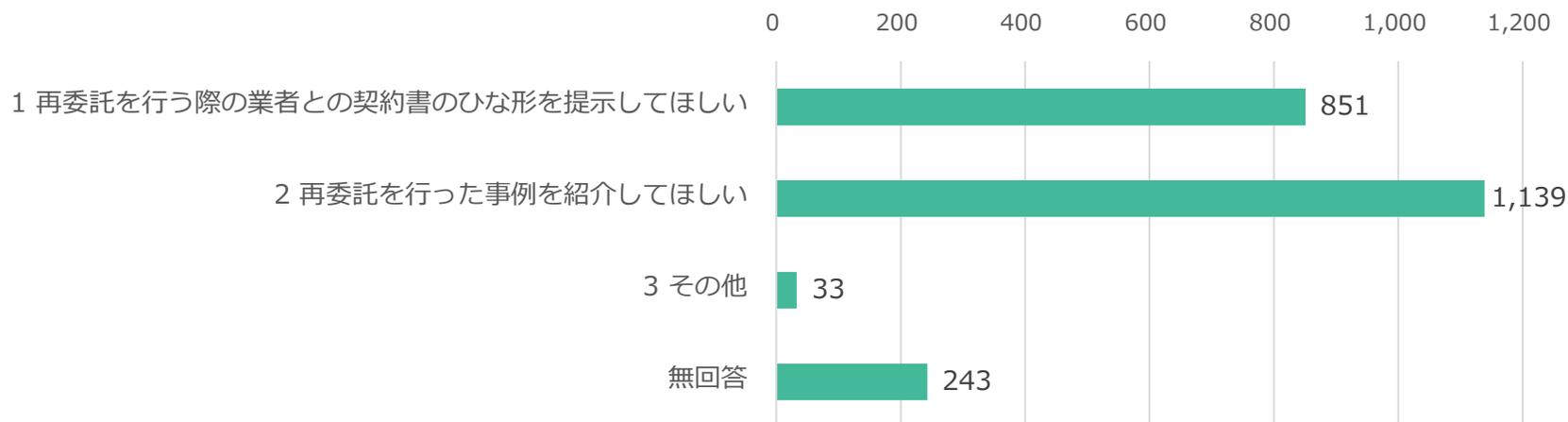
- 発生した災害では再委託の必要性がなかった。
- 再委託の意思決定は、災害廃棄物の処理主体（一部事務組合）が行うため
- 廃棄物処理施設を有していないため 等

■ 再委託を行う必要のある災害が発生していないを除けば、「特例規定を知らなかった」、「契約書への記載方法が分からない」という回答が多い。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令第4条第3号

施行令第4条第3号に基づく再委託を行うために、必要と思われる施策等があれば教えてください。

(複数回答可)



【その他の回答（主な回答）】

- 再契約に関するマニュアルの作成
- 再委託に関する説明会、勉強会等の開催
- 再委託によって最終処分まで適正な処理がされたことを確認できる仕組みの構築、廃棄物の移動履歴や処理状況などを記録・管理するためのシステムの導入（不法投棄等防止のため）
- 国・県の協力 等

- 再委託に係る事例の紹介や契約書等のひな形の提示を求める自治体が多い。
- その他の回答として、マニュアルの作成や説明会・勉強会の開催を希望する回答もあった。

環境省所管法令等における主な災害時の特例規定の例

廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係

<p>市町村による一般廃棄物処理施設の設置の届出 (法第9条の3の2)</p>	<p>あらかじめ都道府県知事から同意を得ていた場合、発災時に最大30日間の法定期間を待たずに一般廃棄物処理施設の設置可能。</p>
<p>市町村から処分の委託を受けたものによる一般廃棄物処理施設の設置の届出 (法第9条の3の3)</p>	<p>市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けたものは、都道府県知事への届出で一般廃棄物処理施設の設置可能。</p>
<p>産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出 (法第15条の2の5第2項)</p>	<p>非常災害時には、産業廃棄物処理施設の設置者が、当該施設において、当該施設で処理するものと同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合、設置の届出は事後でも可能。</p>
<p>収集、運搬、処分等の再委託 (施行令第4条第3号、施行規則第2条第1号及び第2条の3第1号)</p>	<p>非常災害時には、一般廃棄物の収集、運搬、処分等を環境省令で定める者に再委託することが可能。</p>

URL: [環境省所管法令等における主な災害時の特例規定の例](#) | [災害対応](#) | [環境省](#)